

平成23年3月14日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 鶴 田 直 輝 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 増 進 課 長 川 原 源 弘 福 祉 課 長 岡 義 行 建 設 課 長 江 崎 文 男 産 業 商 工 課 長 兼 渡 邊 昭 秋 教 育 次 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 生 涯 学 習 課 長 鶴 田 良 弘 教 育 課 副 課 長 兼 高 島 和 則 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 副 課 長
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年3月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	9番 中山五雄	1. 町の活性化について 2. 鎮西山の利用について 3. 教育問題について
2	4番 碓 勝征	1. 公約について 2. 施政方針について 3. 行政改革について 4. 財政改革について 5. 合併について 6. 教育について 7. 百条委員会について
3	3番 橋本重雄	1. 市町村合併について 2. 財政再建について 3. 道路整備について 4. 教育施設の整備について
4	5番 林 眞敏	1. 住民への情報の提供について 2. 災害危機管理について 3. 町政運営の基本理念について
5	2番 寺崎太彦	1. 行財政改革について 2. 健康増進について 3. 安全安心な町づくりについて

午前9時29分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達してい

ますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、3月11日に起こりました東北地方太平洋沖を震源とする地震により、被害を受けられました皆様に、上峰町議会を代表いたしまして心よりお見舞いを申し上げます。皆様方の安全と一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

### 日程第1 一般質問

#### ○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり9番中山五雄君よりお願いをいたします。議員、ちょっとお待ちください。

#### ○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。もう報道等で既に御承知のとおり、3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の非常に強い地震が発生をいたしました。これにより、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が発生をいたしております。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

国民の皆さんの安心の確保のために、政府としても取り組んでおられますけれども、町としても早急に義援金の受け付け等準備をいたしております。皆様との協力を賜りながら、より一層復旧に向けて、スピード感を持って立て直しを図っていただきたいと心から願っております。

以上でございます。

#### ○議長（大川隆城君）

お待たせをいたしました。9番中山議員、お願いいたします。

#### ○9番（中山五雄君）

皆さんおはようございます。通告書に従いまして3点ほど質問いたします。

まず1点目、町の活性化についてということで、町の活性化のために、おたっしや館の駐車場の一部で町民市みたいなことはできないものかということで、これは昨年も1回質問をしております。

大きな2点目に、鎮西山の利用についてということで、住民サービスの一環としてボランティアで鎮西山の桜の木にぼんぼりをつけたらということで質問をしておりますけれども、今度11日に東日本大震災ということが起きておりますから、この質問の中で変更をしていきたいと思っております。

大きな3点目に、教育問題について、第1点目、不登校の生徒はいないか、2点目、いじめはないのか、3点目、学校に問題はないのか、4点目に教育委員について。この3点目については、一問一答方式でひとつよろしく申し上げます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、町の活性化について執行部の答弁を求めます。

**○産業商工課長（渡邊昭秋君）**

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから中山五雄議員の、町の活性化について、町の活性化のために、おたっしや館の駐車場の一部で町民市みたいなことはできないものかという御質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、昨年の6月議会においても関連の質問をなされております。活性化といえば、すぐ頭に浮かぶのが産業祭であります。町も平成7年から平成14年までは祭りを催した経緯があります。それ以来開催はしておりません。というのも、財政厳しくなった折、なかなか財政的なゆとりができなかったことが原因かと思えますけれども、今後、財政的なめどが立ったときに、ゆとりができたならば、開催に向けて検討していきたいと思っております。

さて、おたっしや館の駐車場の一部で町民市みたいなことはできないかということですが、結論から言えば、できるのではないかと思います。活性化イコールにぎわいということを考えれば、おたっしや館は人々の交流の拠点として集う場所であろうかと思えますので、駐車場確保等の問題をクリアして発展持続していけば、町の活性化につながっていくものと思っております。

以上でございます。

**○9番（中山五雄君）**

今、渡邊課長から答弁がありましたけれども、おたっしや館の駐車場の一部で町民市みたいなことはできるんじゃないかということではおっしゃっていましたが、これ、昨年の6月にも私質問しておりますけれども、何らそれから進んでおりません。おたっしや館の全体、社協運営費というのは年間27,000千円ぐらい使っているかと思います。そういう中で、吉野ヶ里町の軽トラ市ってされておりますけど、これは非常に評判がいいんです。上峰町も、いいことはまねしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思って、私はこういう質問をしておりますし、それとやっぱり自分たちの畑、小さな畑とかねぎだれとか、そういうところにいろんな野菜とかなんとかをつくって、自分のところで食べ切れないと、でも、市場に出すには少な過ぎるというような、もう前回もこういう質問をしましたけれども、そういうこと、吉野ヶ里町みたいなことを、小さなことからでもいいですから、できないものですかということ、いろんな方から私もそういうことをおっしゃって、こういうことをおたっしや館の駐車場の一部でやれば人が集まるし、人が集まるということは、おたっしや館の利用客もふえると思うんですよ。まずやっぱり小さなこと一つからやらないと、前に進まないと思うんです。上峰町も少しは助かるんじゃないかなと、活性化につながるんじゃないかなと思っておりますから、その辺、町長いかがですかね。

## ○町長（武廣勇平君）

9番中山五雄議員の御質問でございます。昨年の議会の折から、中山議員には町の活性化の施策の一つとして、吉野ヶ里町の軽トラ市というような催しができないかという御提案をいただいております。軽トラ市の実施に関しましては、各地での事例が散見されておりますが、その目的はさまざまであるようでございます。

その1つは、商店街のにぎわい創出のためのイベントであります。これは商店街に10台から20台を連ねて、軽トラを売り場に見立てた対応でにぎわいを演出するものでございます。また、吉野ヶ里町のように軽トラックを購入し、2名の臨時職員が、町内で買い物に困る山間地などの高齢者地域を、決められた曜日ごとに、いわゆる週4回出向き販売するといったものでございます。これは山間部など的高齢者などの生活支援としてだけでなく、各地域を定期的に訪問することで、ひとり暮らしの高齢者の見守り支援や地区の子供たちの見守りに寄与するものであるというふう聞いております。

上峰町の場合、ひとり暮らし高齢者の安否確認は、町より社協に委託しております配食サービス事業で対応しております。また、地区の子供たちの見守りにについては、地区の子供クラブの役員の皆様が鋭意御努力をされております。

御質問の、本町においての軽トラ市の計画につきましては、社協のイベント開催時に行うもの、つまり年の暮れのもちつき交流等をやっております。そうした催しの開催時に、あらかじめ登録しておいた農産物生産者や町民の方が販売してもいいと思われる置物や、自主製作の洋服、また、同時に仕入れた日用品などを提供することを考えることが可能じゃないかと考えておるところでございます。

これは社会福祉協議会の活動といいますか、運営の中で決めるものでございまして、議員も社会福祉協議会の理事ということでございますので、今後社協の理事会、評議員会で御理解を賜ることが可能であれば、そうした対応も可能かというふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○9番（中山五雄君）

いろいろ今町長のほうから答弁ありましたけど、まず始めることですよ。まず始めないと、全く前に進まないから。私、前回もいろいろ言いましたけれども、地域に回って、おじいさん、おばあさんたちが自分たちの屋敷のそばに何坪かのせんじゃ畑というか、それとか畑とかあって、そういうところで野菜とかをいろいろつくって、そういうところが上峰にもできれば、自由に持って行って販売、安くて構わないと、金もうけじゃないと。安くて構わないから、それで販売をして、そして、町民の人たちもその安いもの、安全なものを買って喜んでもらえると。例えば幾らでも、たとえ1千円でも500円でも1,500円でもなれば、孫に何か買ってあげられると。我々はその楽しみができてきたら、健康にもつながるんじゃない

ですかということ言われます。だから、その辺を、おたっしや館のあの駐車場、何かあるときはいっぱいになっておりますけれども、普通はほとんどがあいていますから、あの辺の利用を、町民の人たちに自由に使わせてやることも住民サービスの一環じゃないかなと、私はそのように思いますが、よければ年内には始めますということ言っただけならば、非常に助かりますけど。

**○町長（武廣勇平君）**

9番中山議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

今現在、先ほど申しましたとおり、おたっしや館のイベント等とあわせて、そうした催しの開催について検討をすることが可能だと思っております。私どもも町の活性化に寄与したいという思いで、また、社会福祉協議会の職員もそういう気持ちでおりますが、理事会、評議員会の御理解を賜る中で、そういうコンセンサスができ次第、祭りの催しについては前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

ぜひ町長、実行をしてください。お願いします。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

鎮西山の利用について、執行部の答弁を求めます。

**○産業商工課長（渡邊昭秋君）**

中山議員の鎮西山の利用について、住民サービスの一環としてボランティアで鎮西山の桜の木にぼんぼりをつけたらと思うがという御質問でございますけれども、この件につきましては商工会のほうから、鎮西山の登山道にライトアップを計画しているというお話がありまして、町としても協力できる分については協力いたしますとお答えをしたところでございます。

その後、商工会役員会に出席させていただき、協議をいたしました。その役員会の決定に基づき、今準備をしている状況でございます。なお、ライトアップ期間につきましては、3月20日から4月10日までの20日間と予定してございます。時間につきましては夕方6時から夜10時までということで計画がなされております。

以上でございます。

**○9番（中山五雄君）**

今、渡邊課長のほうから、商工会と打ち合わせをしてということ言われましたが、これは私は早くから町長と話をし、せっかく鎮西山があれば大きな桜に育っておりますから、もったいないということで、しかも、ぼんぼりとかライトとか、そういうのはすべて道具があるものですから、みんなで行政と議会とそれと商工会、それと一般の住民の方たちがボラ

ンティアで応援をされる人が、すべての方が一緒にかたって、手伝ってもらって、桜の木を楽しもうじゃないですかということで私は話をしていたんです。商工会の会長ともお話をしまして、これを進めようという形にしておりましたけれども、東日本大震災というのがこの11日に起きまして、これはもう電気も節減しなくちゃいけない、いろんなことで日本全体が大変な時期にありますから、これは私はことし上峰町はするべきじゃないんじゃないかなど。これをやりたいということで、一番初めに言ったのは私だったと思うんです。それを言うておりましたけれども、ちょっと今これを、我々がここで始めるわけにはいかないんじゃないかなど。逆に、さっきも議長からもお話ありましたとおり、我々からもですね、やっぱり上峰町からも議会からも、それから上峰町民の人たちからも寄附を集めてでも、そういうところの被害者の方たちに送るべきじゃないかなど。その中で電気料なんかもかなりかかると思います。だから、その辺もみんなボランティアで寄附を集めてやろうという形に持っていこうとしておりましたけれども、この辺は取りやめるべきじゃないかなと思いますが、町長いかがでしょうかね。

#### ○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の再度の御質問でございますが、町の鎮西山の桜も、植えられた当初からすれば、枝ぶりも大変大きくなりまして、だんだん気温も上昇し、春の訪れを予感させる最近ですけれども、本当にぼんぼりをともして、ライトアップすることによって、一筋の光明の象徴と申しますか、町の財政厳しい折、町民の皆様に少しでも明るさを取り戻してほしいという思いを胸に、中山五雄議員が先般議会で提案されたことから、町のにぎわいの回復のために提案されたことから、いろんな各方面に波及しまして、例えばボランティア団体の町の方からも言われましたけれども、こうした取り組みについては積極的に進めてほしいという声も直接いただいたことがございます。

その質問が起源になっておりますけれども、その発露として、さまざま商工会のほうから計画がなされているわけでありまして、おっしゃるように、3月11日、大変な震災が東北地方を中心に、皆様御承知のことだと思いますけれども、起こっております。これに対して本町としても、私自身も町のさまざまな祝賀会、また、新鳥栖駅の開業イベント等も自粛を見て、この間来ておりますけれども、何せ電気の消費量を抑えなければいけないという視点からも、ライトアップは電気を使うわけでありまして、今のこの時世には合わないというふうに思います。これについては、この議会終わり次第、また関係機関と協議をしながら対応を検討していく必要があるというふうに考えております。

町の活性化のためには、もちろん必要なことではありますけれども、これについては、この大震災の影響を受けて自粛すべきじゃないかという声はよく理解できますものですから、これについては自粛も検討しながら、関係機関と協議を重ねていきたいと思っております。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

せっかく楽しみにしていたんですけれども、こういう日本の大変な時期に来ておりますから、寄附を、要するに集めた金は、ことしはそういう震災に遭われた方たちに送るようにしたらどうかと、私はそのように思います。だから、募金箱をあっちこっちに、人がよく集まってもらえるところに設置をして、上峰町としてその辺をやって、ことしはライトアップはしなくても、昼間は桜の木は確かにきれいですから、それを見に行ったりなんかしてもらって、来年度ライトアップをするという形にして、ことしはそういう大震災に遭われた方たちに少しでもプラスになるように募金の設置をして、少しでもお金を送るようにことしはやるべきじゃないかと、そう思いますから、町長、最後に答弁のほどをよろしくお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

9番中山議員の御質問にお答えします。

義援金を受け付ける募金箱の設置については、今現在、町民センター、そして庁舎、そしてふるさと学館、3カ所において設置を検討、準備をしているところでございます。おっしゃるように、大変な震災でございますので、町民の皆様からも問い合わせがかなり多く来ております。こうした声を受けて、義援金については受け付ける場所を早急に準備しまして、また、それと加えて町としてほかに何らかの役に立つことができないかということも検討しておりますけれども、そうしたことも議会の協力を賜りまして、スムーズに展開していければというふうに思っておるところでございます。桜のライトアップよりも、そうした義援金を受け付ける、また、町としてこの震災に対して何らかの手助けができないかという視点で取り組むことが重要だというふうなお考えは、ごもっともでございまして、私もそれに賛同するものでございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

教育問題について、執行部の答弁を求めます。副課長が少しぐあいが悪いものですから、自席で答弁をしていただきます。御了承いただきたいと思えます。

**○教育課副課長（高島和則君）**

済みません、私の持病で、こちらのほうの自席のほうより答弁させていただきます。

先ほどの中山議員さんよりの質問で、教育問題についてということで、この問題につきましては一問一答ということで、まず最初に、1番目に上がっております不登校の生徒はいないかという件でございます。

不登校の件につきましては、毎月、小学校、中学校のほうより児童・生徒の問題行動等を校長先生のほうより報告いただいております。不登校の原因といたしましては、何らかの心理的や情緒的、身体的、あるいは社会的な要因、背景によるものだと考えております。



不登校者の状況といたしましては、現在、上峰小学校に3名ほど、中学校では4名ほどの対象の方がいらっしゃいます。

対策といたしましては、昨年度と継続いたしまして、保護者の方、また担任の先生、またスクールカウンセラーの定期的な面談等を行いまして、保護者の方とも協力なさっておられまして、放課後に保護者の方、本人、また、学習指導を受けるようにしております担任の先生、また家庭訪問、電話連絡等を密にとりながら実施、または登校を促すため、こちらのほうより迎えに行くこともございます。不登校を出さないためにも、早期発見、早期対応ということを常に心がけている次第でございます。

その一つの手だてといたしまして、生徒に関する情報を共有するために、職員間の情報交換を密にして、また、スクールカウンセラー等の活用、保護者との連携を密に推進しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○9番（中山五雄君）

先ほど副課長のほうから答弁がありましたけれども、これ私、教育問題で去年おととしの暮れだったか、質問しましたけれども、当時は不登校はいないかということ言ったら、中学生に1人だけだったと思いますけれども、今回、小学校に3名、中学校に4名と。今、理由を聞いていたら、社会的原因じゃないかということ言われましたけれども、これ、社会的原因だけでこういう不登校がふえたんですか。その辺いかがですか。

#### ○教育次長（鶴田良弘君）

9番中山議員の御質問ですけど、今うちの副課長が申しあげましたように、小学校では3名の不登校がおりますけれども、その3名の子供たちの要因は心因性と、心の病というものが3名の不登校の理由として上げられております。

それから、中学生ですけれども、中学生については4人というようなことですが、3名が今言いましたように心因的な問題、残る1人が怠惰ですね、怠け心というんですかね、訳すれば、そういう子が1人いるというような状態で、合計7名の不登校者がいるというような状況です。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、鶴田次長から答弁がありました、この小学校の3名は心の病ということで答弁がありましたけれども、その心の病というのは自分だけがあれですか、それとも学校側に何か原因があつての云々じゃないですか。それと、中学校に1人、怠け、自分が怠けということですか、それと3名は社会的原因ということですか。その辺をお尋ねします。

#### ○教育次長（鶴田良弘君）

先ほど言いましたように、小学生3名は心因的な要因で不登校になっているというような

お答えをしたと思います。それから中学生は、今さっき言いましたように、3名が心因性、1人が怠惰性というようなことで答弁させていただきました。

その要因といたしましては、複雑な要因があると思います。まず、家庭的な要因、家庭環境が非常に急激に変わったとか、それから親子関係、それから家庭不和とか、それから、学校生活に起因するものは友人関係、あるいは教師との関係、学業不振というような、これは一般論ですけど、そういういろんなものが重なり合ひまして、そういうふうにならざるを得ないというような、一般論ですけれども、そういうふうな状況じゃないかと。これだから、この原因が一つの不登校になったというようなことじゃなくて、いろんなことが重なり合って不登校になっていく傾向が強いと思っております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今の答弁を聞いていますと、社会的とか家庭的というような言葉がほとんど出てきますけれども、これ、いじめはあっていないですか。その家庭的とか社会的な云々ばかりで不登校がありますか、ふえていますか。学校側に原因は何もないですか。その辺、答弁をお願いします。

#### ○教育長（吉田 茂君）

教育長の吉田です。中山議員さんの質問で、次にすぐ出てきます、学校に問題がないかというのが次の提案であるわけなんです、御一緒に交えて回答してもよろしゅうございましょうか。（「それは今聞いておりません」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。それでは、いじめのことにつきまして、いじめだけに限って申し上げさせていただきたいと思っております。

学校側ではやっぱり、中学校ではそういったことはあっておりませんが、小学校ではちょっとしたささいな言葉がその子に影響したりするものですから、教師は全体に協力し合って、いつも休憩時間だとか、そういったことは問題がなかったか、その前の授業の時間に何かなかったか、お互いに提案し合って解決に当たっています。大きな形としていじめが発生していることは、現在のところはありません。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

私は不登校の理由を聞いております。いじめから不登校につながってはいないでしょうかという質問をしておりますけれども、学校側の問題はその後です。だから、ここでいろいろ何回言っても、恐らく不登校の理由は、そういう答弁しかないかと思っておりますから、これ私、議会が終わったら、きちっと調査をしたいと思っております。

そしたら、次に、いじめのほうに進んでいただきたいと思います。

#### ○教育課副課長（高島和則君）

中山議員の2番目の質問でございます、いじめはないかの件でございますけれども、ここ数年、小・中学校におきまして深刻ないじめ等の報告はされておられません。いじめを含む生徒指導上の問題につきましては、毎月の定例の小・中校長会等を行っておりますけれども、この中で指導等をいたしております。子供たちの十分な気持ちを受けとめ、いじめになる前に友達同士のトラブルを初期に解決できるようにしております。いじめを発生させないためにも、定期的に学期に1回ほどアンケート等の実施、また、毎日の日常等による児童・生徒の心や身体の把握、教育相談等の体制の充実、何か問題がありましたら、担任の先生やほかの先生、また、スクールカウンセラー等にも相談しやすい体制をとっているところでございます。いじめは絶対に許さないというところで対処しているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

#### ○9番（中山五雄君）

これ、いじめ問題というのは、もうどこの町村でも大変いろいろあっております。11日の午後0時50分、みやき町で、どんちょうのロープで首をひっかけてか、つってかわかりませんけれども、新聞に載っていたのは、どんちょうのロープが首にひっかかって、ひざまずいて亡くなっていたというように載っておりますが、学校側はいじめや学校生活でのトラブルは把握していないということが新聞に載っておりました。

教育長にこれをお尋ねしますけれども、隣の町でこういうことがあったということで、教育長はその辺の聞き込みなり調査をされましたか。

#### ○教育長（吉田 茂君）

実は早速きのう管理事務所、私ども三神地区でございますが、鳥栖・三神地区で会議がありまして、その席上でみやき町の教育長からも十分に尋ねましたし、かつ、事務所長からも詳しく聞きました。経過は新聞等で報告されているとおりでございます、実態上はやはりロープが輪になっていたということで、その輪の中に、どうしてそれが輪になっているかはよく判明できないけどというふうなことでございました。いじめ等は学校側としてはないということでございました。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

三神地区の教育事務所で、上峰町の吉田教育長はそう聞かれたと、話をされたということですね。それは間違いないことだとは信じますけれども、後でいろいろ学校側のトラブルとかいろんなことを、今までテレビ報道、新聞報道でいろいろあっている部分で、日にちがたてばいろんなことが出てきて、申しわけなかったという形になってきておりますから、上峰町はそういうことのないように、今後気をつけてやっていただきたいということで、その辺もきちっと教育長さん、調査をされ、上峰町の実態の把握をされ、今後指導をしていただきたいと思っております。その辺の答弁をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

対応策でございますけど、けさすぐ、小学校、中学校の校長先生にはそういう状況があったことについて、これからはやっぱり我々もお互いに連絡をとりながら、かつ、子供たちの態度もいつも凝視しながら、事故が起こらないようにしましょうねというぐあいに話し合いました。詳しくは、ちょっと議会中でもございましたので、校長たちとも臨時校長会などを持ったりして、さらに、その後のみやき町の状況だとかも把握できる部分は把握しながら協議をやって、絶対私の町で起こらないように、注意を十分に発揮するように、それは先生側にも伝わるように、そういった会議をこれから持っていきたいと、そう思っています。

○議長（大川隆城君）

次に、学校に問題はないかということで執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

先ほどいじめのところで若干におわせ過ぎたので、重複する点があるかと思いますが、中山議員の教育問題の中で学校に問題がないかということについて答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、平成23年度から完全実施になる学習指導要領に向けて、校内、あるいは県を中心として研修は行われておりまして、その新しい学力観や新しい教材観を研究するように、十分に先生たちに注力いたしております。

また、この問題は、やがてこの学習指導要領は家庭側にも協力を求めていくという方針を方向づけておりますので、家庭学習の手引や、そういったものを配布して、学校だより等で家庭への密着化を図っていききたいと、そう思っています。

さらに、ミクロな点で申し上げますと、小学校ではやっぱり先ほどにも問題になりましたように、教室を飛び出したり、あるいはその日の雰囲気、ぐねったりしている子が実際におります。私たちは機会あるごとに、学校側になるだけ数多く足を運んで、その子供たちに接するようにしているわけなんですけど、その子供たちの対応につきましては、先生たちが十分に対応できるように心構えなどを話し合い、教頭、あるいは校長も含めて個別指導をしたりしている状況でございます。

次に、中学校でございますけど、中学校ではやはり御承知のとおり、学力向上が一番問題になっておりますので、その点を今一生懸命やっているところでございます。御承知のとおり、朝読、朝礼の時間にみんなで本を読むということをやっているわけなんですけど、これはおかげさまで定着しました。この朝読の結果、やっぱり読解力が非常に進歩できるというぐあいに、学校側も教師側も自信を得てきておりますので、さらには問題点が出てきたのは、自分のうちに帰ってからの勉強がなかなかついていないという教師側の意見もありましたので、それを今、家読（うちどく）、家で読書する、親さんを交えて読書する家読という習慣づけを、これから今年度は入っていくようにいたしております。

そういったものを見合せながら、つまり第1点は、生活習慣や学習習慣の見直しをやっていくということでございます。そのことによって、生徒自体の学習意欲を高めるためにやっていく、それから、最終的には教師自身が自分のレベルアップを図らなければいけないということを厳しく要請いたしておる状況でございます。

続けて御報告申し上げたほうがいいかなと思いましたが、続けさせていただきますが、先日、中学校の卒業式は、議員の皆様大変御参列ありがとうございました。ごらんのとおり、本年度はというのは語弊がありますが、例年になく非常に厳粛な卒業式でした。それは、先生たちみずからも大変喜んでいただいております。

そのことはさておいて、次に、学事概要でお気づきになられた方もおありかと思いますが、卒業生の進路の中に、一番ラストのところに星生学園女子1名というのがありました。もしお気づきなかったら、お持ち帰りの学事要覧を、きょうでも見ていただきたいと、そう思っています。私も早速調べさせていただいたんですが、この星生学園というのは、ことしの4月から新しく新設される私立学校でございます。そこは主体的には不登校の子供、あるいは非常に臨床心理学的にも問題のある子、そういった子等を前向きに迎え入れられる学校と聞き及んでいます。その学校に私ども上峰中学校からも、性別はさておいても1名だけ進路させるように学校側は向けたところでございます。そういったことも結果としての取り組みのあらわれだと思いますので、よろしければ評価していただきたいと、そう思います。

失礼しました。

#### ○9番（中山五雄君）

今、教育長さんがいろいろと答弁をされましたが、中にはぐねったりしている生徒がいるということで、先生たちが対応をされているということも答弁されました。それと、教師のレベルをアップしているというような答弁もされましたけれども、教育長さんですね、これ昨年、学校側に、学校の先生と子供の問題は何かなかったでしょうか。

#### ○教育長（吉田 茂君）

ちょっと時間をください。そのことはたまたま原田議員さんからのほうからも提案がございまして、不登校、いじめ、体罰等の問題という点で出てきております。後ほど御一緒になるかなと思えますけど、やはりありました、実際に。私も含めて、まずは校長、それから、まずはその担当に当たった教師、はっきり申し上げて女教師でございます。女教師の言葉をかりれば、非常に教室に入ってくるのが遅かったのも、文句を言って、そして、文句を言ったけど、なおかつ取り組みにすぐ入らなかったのも、どうしてるのと、こう言ったというわけですね。でも、それはどうしてるのだけではなくて、体罰のような形に結果的にはなったということも、親御さんのほうからは学校側に胸が痛いというお申し入れがありましたので、早速病院側にも聞き及び、かつ、やはり胸元のところが少し紫色になっているという現況がありました。早速私ども、校長、教頭、それから私3人、それから主幹も行きました。

それぞれの時間対応で御本人さんのところに行き、ずっと説明、釈明をし、かつ、お断りをしながら、治る期間をかければ、数カ月にはわたって解決に当たらざるを得ない事例が1件ありましたことを報告申し上げます。

**○9番（中山五雄君）**

教育長さん、これは一生徒の一生大変な問題じゃないかなと、そう思います。私、その親御さんから相談を受けました。今、教育長さんは、校長さんと教育長さんと鶴田次長さんとで行かれたということでございますが、教育長さんは行かれましたか。その辺と、対応。要するに、そういう紫色になるような体罰をしたということ自体、その前に何かなかったでしょうか。お尋ねします。

**○教育長（吉田 茂君）**

私も一緒に数回となくその後も行っているんです。御両親にですね、おじいちゃんが同居していらっしゃるということも聞き及んでいましたので、おじいちゃんにも御理解いただきたいと思いましたが、会いきっておりませんが、御両親にはお会いしまして、そのこと自体につきましては納得いただきました。今、中山議員さん御指摘のとおり、その子の将来にわたってのトラウマ的なものにならないようにと、早速その場で、非常に苦衷は抱えながら対応いたしました。その前には、担当教諭からはいろいろ事例は何っておりません。

**○9番（中山五雄君）**

今ちょっと話が、被害者と学校側、教育長さんの中身が多々違うかなと、そのように思っておりますけれども、教育長さんがそうして何回も家のほうに行ったということを言われておりますけれども、相手さんからは、そのような話は、校長先生あたりは来られたということを知っていて、どちらが本当か何かは、それはまだわかりませんから、ちょっとお尋ねをしております。

ただ、その前に、この暴力的なことがある前に、私はあることを聞いております。これは本当か何かわかりませんから、これはお尋ねです。教壇にその子供をその先生が連れて行って、その子供の後ろでクルクルパーとされた。そういうことがあって、それが本当ならば、これからいじめにつながるんじゃないですか。もしそれが本当なら、教員がそういうことをするべきじゃないですよ。その辺いかがですかね。

**○教育長（吉田 茂君）**

教育長が自宅訪問をしていないというぐあいにお聞き及びですか、聞いていらっしゃいますか、中山議員さん自体は。（「答弁をしてください」と呼ぶ者あり）私は今、回数を手元にずっとあるんですが、数字はカウントできませんけど、私の記憶の中では六、七回は行っております。そのときにちゃんと派出所の警察官ともばったり会ったりしております。ですから、私の証拠は十分に疎明できると、そう思っています。

次に、その子についてそういった、クルクルパーと言わざるを得ないでしょうが、そうい

う態度をとったということは、私どもは全然聞いておりません。聞き及んでおりません。それは、よろしければ今後確認はさせていただきます。

#### ○9番（中山五雄君）

この後に教育委員の問題も私質問をしておりますから、その中でまた言いますけれども、正直言って、それが本当に、それは教育長さんは学校のクラスの子供たちに聞いて、すべての子供たちに聞いて、それが事実か事実でないか、私も片方の言い分だけ聞いて、それをこうじゃないかということは言えませんから、これは私は確認の意味で聞いておりますから、その辺をきちっと確かめてやっていただきたい。もし、それが事実なら、これは大変なことであって、中にはいろんな異常な子供さんもおられるかもしれませんが、それを対応するのが教師の務めじゃないかなと、私はそう思います。

今、ちょっと前に教育長さんが、教師のレベルアップと言われましたけれども、この後に教育委員の云々を出しますけれども、校長は県からの指名で来られますけれども、教師は三神教育事務所で、教育長さんも交えて話をして、この方を上峰町に教員をとろうというのが、そういうふうになっているんじゃないですか。その中で選んでいくということで、もし本当にこういうことがあったならば、これはもう大変なことで、この方がいつから来られたか何かは知りません。その先生の名前も聞いてもおりません。だから、その辺は教育長さん、あなたは教育長としてきちっとした指導を、学校の勉強のどうのこうのじゃなくて、その1人の子供の一生はどうなりますか。大事にしてもらわないと、どんな子供であっても親にとれば大事な子供ですよ。だから、その辺をきちっと対応していただきたい。

全然、要するに後ろで、教壇に連れて行って、こうされたということは聞いていなかったんですか。一切聞いていなかったんですか——そうですか、では、その辺は緊急に調査をしていただき、そして、今後の対応を、要するに上峰町は不登校が小学校3名、中学校は4名ですかね、おられるということで、その辺までの、いじめはないものか何かをきちっと調査してもらって、今後対応をしていただきたいと、そのように思いますから、教育長さんのその辺の対応を今後どのようにされるか、最後の答弁をお願いしたいと思います。

#### ○教育長（吉田 茂君）

教師のレベルアップにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、県の教育方針にあわせて、県は県で行い、管理事務所は管理事務所のレベルで行い、私どもはその分を受けて、町に帰って、町の学校単位で研修会をいたしております。あるいは鳥栖、三神、それぞれの学校で研究発表会をいたしまして、そこで、お互いに私の学校からも派遣し、いろんなレベルアップをかねがね図るようにはいたしております。一番結果的には、一人一人の教師の考え方、そういったものをどう連動していくかということが私は問題だと自分で受けとめております。ですから対話を十分に、もちろん校長、教頭もそれぞれの時間でいたしておりますけど、私も努めて時間をつくって対話をいたしております。

次に、全面的におわかりいただいておりますとおり、町単位の学校の人事異動につきましては、県の指導もさることながら、管理事務所でいろいろ私どもの町の方角づけだとか、そういったものを尋ねまして、ほぼ1カ月以上にわたりまして、今も24時間体制で協議をいたしております。そのことは、きのうもみやき町の教育長に会ったという事例を申し上げましたけど、それはトータル的な協議の一環の場だったということでございます。これからもそういった問題ある教師につきましては、十分に配慮しながら、私の町で子供たちにいろいろ、やはり将来を担っていく子供ですから、この町を担っていく子供ですから、十分に育つように対応していくよう、教師一人一人の考え方、そういったものをレベルアップするように指導していきたいと、そう思っています。

**○9番（中山五雄君）**

さっきの質問で終わるつもりでしたけれども、再三にわたって教育長さんが教師のレベルアップと言われておりますけれども、もう上峰に来るときはレベルアップした方を呼んでいただきたい。子供さんのためにも、上峰に来てレベルアップしていたら、その生徒さんたちはかわいそうじゃないですかね。だから、その辺をもう少し教育長さん、三神地区の教育委員会にも行って努力をしていただきたい、いい教師を呼んでいただきたいと。今、上峰にいい教師の方はいっぱいおられるかと思っておりますけれども、たまたまそういう人が、さっき私が言ったそれが事実ならば、そういう先生は、私は非常に上峰にとってはマイナスじゃないかなと、そう思いますから、その辺は特に今後気をつけてやっていただきたいと。

**○議長（大川隆城君）**

次に進んでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、教育委員について執行部の答弁を求めます。答弁いかがですか。

**○町長（武廣勇平君）**

9番中山議員の教育委員についての御質問でございます。

皆様御存じのとおり、教育委員については地教行法第3条によりまして、5人の委員をもって組織することとなっております。しかし、第4条4項により、委員のうちに保護者である者が含まれる必要があるということが規定をされております。その点を考えても、御指摘のとおり、現状は業務が充足されていない、今現在、5人のうち3人の委員さんしかいないということございまして、現状では監督官庁に迷惑をかけぬよう3名でフル回転しているのが実情でございます。

やはり5名で幅広い視点から意見集約ができる形、それが本来教育委員の環境でございますので、そうした環境整備に尽力していきたいと、早急に委員さんを選任していきたいと。過去2度御提案申し上げたことがございました。今後、早急に対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。



**○9番（中山五雄君）**

今、町長の答弁で早急に教育委員は決めていきたいということで、当然これはもう早く決めるべきだったと、私はそう思っております。教育長にもう1つお尋ねしますけれども、教育長まで入れて5名、ほかの教育委員さんたちが4名、今現在2名。2名不足しております。こういう状況の中で、どうしても4名いるのが2名しかないとしたら、いろんな意見、情報等が少ないんじゃないかというように思います。私は、教育長さんは町長に対してでも、教育委員のメンバーは少しでも早くつくってくださいよと、今まで言ってこられましたか。

**○教育長（吉田 茂君）**

今、中山五雄議員から御指摘いただきました件、そのとおりでございまして、私どもは痛感しております、毎月定例教育委員会を開き、あるいは校長会も開いております、その席上でも討議した分を、努めて町長と協議し、進めていっております。その結果ではございます、現状は。

**○9番（中山五雄君）**

教育委員さんの問題は、学校の先生上がりの人たちはほとんどが心配されております。何で早くつくらんかと、何で今までほったらかすかと、おまえたち議員は何で反対するかと、教育委員をつくっているのにというような話も出ました、ある人からは。だから、私は本当にいろんな不登校もふえたのも、その辺も影響が多々あるのかなと私は思います。それと、いじめとか、それから学校の先生たちが今、教育長さんがいろいろ言われましたけれども、そういうふうな胸に青あざがつくようなことがあったりとか、どうも聞いてみれば、その先生は女性の方だったと聞いておりますけれども、女性の方がそこまでされるということ自体が、私は本当に異常じゃないかなと。だから、その辺ですね、本当に私はこれが最後の質問になりますけれども、町長これはもう早急にでも、この議会にでも教育委員はつくっていただきたいと、最後をお願いをして終わりたいと。答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

中山五雄議員の質問にお答えします。

先ほど来、私も大変驚きを持って聞いておりましたが、もし教師が教師にあるまじき行為をしたとするならば、これは大変な問題であります。子供というのは、「子ども」という詩もありますけれども、称賛を受けた子供は自信を覚えるわけでありまして、また、公正な取り扱いを受けた子供は公正さを覚えるわけでありまして、教える側の教師がそういう態度であれば、大変な問題であるというふうに思っておりますので、教育長さんが会議を持たれることですので、その辺の調査、経緯を報告していただくことになると思いますが、議員にもその報告をさせていただきたいと思っております。こうしたさまざまな問題を起こさないためにも、教育委員については早急に提案を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

以上で9番中山議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

その前に、傍聴席の皆様方をお願いをいたします。携帯電話はお切りになりますか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。私、4番碓勝征でございます。

さきに議長からありましたように、今回の東日本の大震災につきましては、一日も早い復興をお祈りいたします。

私は、さきの1月の町議選へ、この町を何とかせんばいかんと、そういう強い激励を受けまして、議会改革なり財政改革、合併推進、この3つの柱を掲げまして出馬をいたしました。町民の皆様のお支援をいただきまして、議席を得ることができました。ここでお礼申し上げます。

今後は、議会人として誠心誠意に是非論で活動してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、一般質問をいたします。

まず1つ目に、公約についてということで、公約実施のための町民との対話、出前町長室をされておりましたけれども、最近はなされておられませんので、そこら付近を町長にお伺いしたいと思います。

次に、施政方針の中からでございますけれども、上峰町の工業用地取得造成分譲特別会計、これはホリカワ産業の対応の関係だと思いますけれども、その中で、なぜ10年間も元金償還がなされていなかったのかという、この経緯を関係課長のほうからお伺いしたいと思います。

それから、2つ目に、中央公園内での老人福祉施設の対応はということで、これも方針の中に、11年間元利償還が手をつけられていなかったということでございますので、こら付

近を経緯を関係課長のほうからお伺いしたいというふうに思います。

次に、行政改革についてという項目でございますけれども、これは住民サービスのための機構改革としますので、そこら辺の中身を総務課長にお伺いしたいと思います。

それから、これに伴います窓口業務のあり方についてということで、これは機構改革の関連ということでございますので、このあり方についてお尋ねをしたいと思います。

次に、財政改革についてということでございますけれども、これは自主財源確保は命題でございますので、ここら付近の取り組みですね、その方策ということで企画課長にお伺いしたいと思います。

それから、財政調整基金の流れということで、これは町の台所貯金であります財政調整基金でございますので、この流れをお尋ねしたいというふうに思います。

次に、合併についてということでございます。

合併問題は、避けては通れません。合併することによっての効果、ここら付近をどう町長がとらえられるものか、お伺いしたいと思います。

次に、教育についてということで、教育指導機関である、そういう機関の中での教育委員さんの存在、これが2年近くも欠員状況にあるということでございます。教育現場で支障は出ていないものか、そこら付近を教育長にお尋ねしたいというふうに思います。

最後、百条委員会についてということでございます。

これはもう皆様御承知のとおり、町内外に波紋を広げた百条委員会、その結末として、現職員の方が告訴されたということになっておりますけれども、そこら付近を町長としてどういうふうなお気持ちか、お尋ねしたいというふうに思います。

以上、質問事項要旨の質問としますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、公約について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番副議員の御質問でございまして、公約について、町民との対話、出前町長室はどうしたのかという御質問でございます。

簡潔にということでございますが、少し脱線、遠回りするかもしれませんが、御了解いただきたいと思いますが、町政運営の基本理念として、私、今回、施政方針にも掲げております参加、協働、町民自治へということで、今、財政状況が非常に厳しいと、これはどの自治体もそうでありましょうが、九州・山口で本町は実質公債費比率がワーストワンだということでもございますし、その意味では特に、言いかえると、町民の皆様の協力なくして行政運営は立ち行かないという視点で、こういう方向性でもって理念として掲げさせていただきました。

学生時代、私も、政治学の授業だったと思いますけれども、感銘を受けた授業がございました。政治というのが、もっと規範的、価値的な面から見直されなければいけないという授業でございました。どちらかというと、今現在、政治というのが行政管理の問題だったり、財の再分配の議論だけにとどまっているのが現状でなかろうか。これは、町政のみならず、すべての国政、県政においても、そのように感じるところであります。

だからこそ、住民の皆さん一人一人の、何といいますか、言語活動によって、ある意味、政治がその取りまとめ役となって説得を得ながら、理解を得ながら、物事を進めていって、共同体全体の意思決定をしていく姿が今ほど求められているときはないというふうに思います。

そのときに、その授業では、視点として、共同体の意思決定の中で、やはり公共性というものが企図されなければいけないというものをうたう授業でございました。

今ほど公共性、高い公共性を持って進めていけという声を受けた時期はないと思います。私が町民の皆様に接する限り、対立をやめて、町政を前に進めなさい、そういうお声をさまざまなところでいただいたわけでございます。だからこそ、高い公共性を持って進めていく、その中に町民の皆さんが主体的にかかわる、プラットフォームというか、そういう場所の提供をしていかなければいけないということで、就任してすぐ、出前町長室という公約を掲げておりました。

しかしながら、これにつきましては、さまざまな御意見もあった経緯がございます。先般、議会においても、ほかの議員さんでありましたけれども、町民の意見を聞く機会をつくったがいいという御指摘も受けたことがございます。今後、出前町長室という名前は外しまして、町民の皆さんに意見を聞く場所の提供、これはまちづくり協議ということになると思いますけれども、さまざまなアイデアを賜る機会、場所をつくりまして、4月末に募集を締め切りまして、考えていく準備をしているところでございます。

また、出前町長室とは違いますけれども、各地区において、区長さんを中心に町政報告ということも検討していきたいというふうに思っております。

今後、町民のための町政を進める上で、こうした取り組みは必ず必要なことだと私も思っておりますし、議会の皆様からも御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

今、町長のほうから、各地区に出向いて報告会的なことということでございますけれども、私は、町長は、町民の信託を受けて就任されたわけですから、公約を実行していく中、これは対話が一番必要だと思います。就任早々実施されたわけでございますけれども、途中、いろいろな御意見等もあったということでございますが、いわゆる現況報告なり町政の状況を町民の皆様に、生の声で、やはり接触することが一番大事であるというふうに思いますので、

まず、皆様の声をお聞きし、さらに行政に反映することで、行政運営に資することになるというふうに思いますので、各地区に出向いての町政報告会なることでも結構でございますので、いずれにしても、町長カラーをしっかりと出して、町政に資すると、信託にこたえるということが、私は大事であるというふうに思いますので、そういうことでぜひその取り組みを実行していただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。

○4番（碓 勝征君）続

はい。

○議長（大川隆城君）

じゃあ、次に進みます。

施政方針について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。

私のほうから、碓議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

質問事項、施政方針についての町工業用地取得造成分譲特別会計の中で、なぜ10年間も元金償還がなされなかったかという御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず、この件にかかわります経過概要から申し上げさせていただきます。

ホリカワ産業跡地購入に係る資金につきましては、平成13年5月に、内陸工業用地等造成債として信金中央金庫より310,000千円を5年後に完済する計画で借りております。借り入れ初年度から4年間は金利のみを返済し、5年後に元利残金を一括して返済するというものでございました。

その後、用地の売却が実現しないまま償還期間を迎えましたので、平成18年3月に元利金債借りかえとして、同じ内陸工業用地等造成債を今度はJ Aさが東部より270,000千円を借りております。これも前回と同様に、借り入れ初年度から4年間は金利のみを返済し、5年後に元利残金を一括して返済するというものでございました。

さて、なぜ10年間も償還がなされなかったかという点でございますけれども、私の考えとしましては、その土地の購入後、経済状況など用地買収時期の予想を超える土地売却の環境悪化によりまして、土地売却が実現しなかったことではないかというふうに考えております。その当時といたしましては、売却による土地代を原資にしない限り、起債の償還は不可能であったのではないかというふうに考えております。

続きまして、中央公園内の老人福祉施設の対応は……。

○議長（大川隆城君）

碓議員にお尋ねします。

今、関連で答弁をとということになってはいますが、よろしゅうございましょうか。

○4番（碓 勝征君）

1つずつお願いします。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、ちょっと、これで終わります。

○4番（碓 勝征君）

ただいま北島課長のほうから、経緯なりを説明受けましたけれども、いわゆるこの中身につきましては、確かに公害を醸し出していた会社への対応ということで、これはもう当然のことだと思えますけれども、その後の措置ですね。あくまでも借金をしての対応ということでございましたので、対応されたこの中身ですね、この310,000千円ですか、後に40,000千円が引かれまして270,000千円ですかね。これの借りかえ等がなされておりますけれども、この移転補償等の3億円ですか、ここら付近の取り扱いと申しますか、対応された中身と申しますか、そこら付近がわかりましたら、ちょっと教えてもらいたいというふうに思いますけれども。

○企画課長（北島 徹君）

手元に、細かい数字がちょっとございませんが、310,000千円のうち1億円が移転補償、210,000千円が土地代というふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

3億円の中身は、1億円が移転補償、2億円が土地代ということですかね。

確かに、この企業につきましては、いろいろ周辺に公害を出したという、関連をした、以前から問題のある企業だったというふうに思いますけれども、いずれにしましても、この償還手続、もちろん借入れの据え置き期間とか、利子、元金の発生ということもございすけれども、やはり今日まで延びてきたということが、いわゆる他事業への投資をしたために、この償還がおくれてきたんじゃないかなろうかというふうに思うわけです。

方針の中にもありますように、これの借りかえですね、ここら付近の対応が大変だったというふうにしてあるようでございますけれども、ここら付近の国、県から借りかえはできないというふうな状況の中で、今回、町長が取り扱いをされたという、そこら付近の経緯を、よかったら町長にお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質問でございます、ホリカワ産業跡地の起債の借りかえにつきましては、就任してすぐに、総務大臣、県知事のもとに要望をしに行きまして、借りかえをお願いしたところでございます。何分、さまざま問題もあったわけでございますが、結果として、御高配を賜りまして、借りかえが済んだということでございます。

この借りがえがなされなければ、昨年1月の新聞で報じられましたように、上峰町ピンチということで報道されましたが、単年度の赤字、繰り上げ充用をするしか手だてがないような状況でございましたので、上峰町の危機的状況を回避できたというふうに、安堵をしているところでございます。

今後、先般申しましたけれども、一般財源に切りかえながら計画的に元金の償還を計画しているところでございますので、一番の抜本的な解決策は、この土地が企業誘致等で売却が進むことではございますので、これもあわせて並行しながら進めていながら、問題解決を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

では、次に、中央公園の関係での答弁を求めます。

#### ○企画課長（北島 徹君）

それでは、中央公園内の老人福祉施設の対応は、11年間元利償還に手をつけなかったかという御質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

こちらのほうも、この件の概要から申し上げさせていただきますと、老人福祉センターおたっしや館の用地につきましては、本町からの要請によりまして、三養基西部土地開発公社が平成11年12月に4,400平米、平成13年1月に1,500平米を先行取得したものでございます。

なお、この平成21年度三養基西部土地開発公社の決算によりまして、当該土地の簿価、帳簿上の価格は117,000千円となっております。

この土地の本町への買い戻しにつきましては、今議会でも議会のほうとよくよく相談をいたしまして、平成23年度から5カ年で、その買い戻しを実現したいという考えを表明させていただいております。

さて、なぜ元利償還に手をつけなかったかという点でございますけれども、こちら私見というふうになりますけれども、これまで本町には、この土地の買い戻しというものよりも優先すべき事柄が多く存在しており、それで、この買い戻しがおくれたというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

箱物行政ということで取り組みがされたわけではございますけれども、非常に、これにつきましても、他の事業に圧迫しているような状況があるというふうに思います。かなり無理があったのではないかとこのことを言わざるを得ません。

財政状況が非常に厳しい中での、この償還等が支障を来し、おくらせてきているということで、ただいま23年度から買い戻しということに手をつけるというふうなことでございましょうけれども、いずれにいたしましても、この箱物の大型事業ですね、確かに、やられたこと

につきましては立派な実績はあるかと思えますけれども、前後のそういう取り扱いにつきましての、あらゆる問題に影響が出ているようなふうに見えてなりません。

よって、公債費比率とか実質公債費比率等の押し上げにもなって、つながっているんじゃないかというふうに思いますので、こちら付近につきましても、町として今後、方針の中にも書いてありますけれども、今後の取り組みについての意見を聞きたいというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番議員の御質問でございますが、土地開発公社については、施政方針にも触れております。施政方針では、土地開発公社というものが公共公益用地を先行取得する団体であること、また、先行取得した後は供用開始前に即座に買い戻すことが前提というふうに一般的になっておるということを述べておりますし、これが塩漬けならまだしも、もう供用開始をしてしまっているという意味で、国、県からも厳しい指導がさきの9月に公にした時点でございます。町民の皆様から見れば、これはヤミ起債というふうな形で、一般論としてさまざまな本に書かれているところがございます、これについては即刻解決をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、財政的な分析もさせていただいております。この土地開発公社の債務負担行為、これが実質公債費比率をどれだけ押し上げているかという意味で算出したところ、現在、実質公債費比率22.8、これは3カ年の遅行指標でございますけれども、そのうちの1.8%を押し上げているというような状況でございます、これがなくなれば、逆に言うと21になるところでありますので、そうした視点からも債務負担行為は町の予算、財源のめどがつき次第、計画的に買い戻していかなければいけないというふうに、強い認識を持っておりますので、議会の皆様にも御了解、御協力を賜りたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

行政改革について、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。それでは、私のほうから、機構改革の中身につきまして答弁させていただきます。

昨年来、役場組織の再編につきまして検討してまいりまして、さきの12月議会におきまして、課の設置条例等改正議案を上程いたしまして、可決をいただいたところでございます。

その内容につきましては、現在、町長部局で8課ありますのを6課に再編するというところでございます。具体的に申し上げますと、建設課と産業商工課を振興課に、福祉課と健康増進課を健康福祉課にするものでございます。それとあわせまして、教育委員会におきまして



子ども安全課がございしますが、平成22年度におきましては教育課で兼務をいたしております。それで、今回機構改革に合わせまして、子ども安全課を教育課にして統合するものでございます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま総務課長のほうから、中身ということで、課の編成につきましては8課から6課ということでございます。

私は、この改革につきましては、住民サービスの低下をせぬことはもちろんでございますけれども、少数精鋭での対応ということでございますが、いずれにいたしましても、公僕、奉職者として原点に戻って能力を発揮できるような環境づくりをしっかりとやってもらいたいというふうに思います。

これにつきまして、町長のお気持ちをお伺いしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質問でございますが、この機構改革、この趣旨といたしましては、これは町民サービスの維持、そして拡充というところに力点を置いて機構の再編成を考えて、この間、議論をしてきました。

どういう視点かと申しますと、少ない職員数でございますので、上峰町は全国で類似団体比率で2番目に職員数が少ないという状況でございますが、財政状況のため、職員数の増というのは、拡充はなかなか見込めないという中で、より同等、同職の職員を配置することによって、助け合いの精神を醸成するという視点で機構改革を考えております。

具体的に申し上げますと、係員の配置をより多くする。今現在、係長の下に係員がない係が幾つもございますし、さまざまな場面、また特に教育委員会においても支障がかなり出てきているというふうに認識をしておりますので、そうしたことによって、町民の皆さんがサービスを受ける時間がかかったり、サービスに支障が出たりすることを回避するためにも、より係員の配置を厚くしなければいけないということで、逆三角形型からピラミッド型へ形を変えるというところで考えております。4月1日から実施する予定でございます。

議員の皆様にも、さまざま御意見を賜りながら、最後の詰めを行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、機構改革はやらざるを得ないということでございますので、しっかりとそこら付近は執行部の皆さん、肝に銘じて住民サービスに資してもらいたい、そして業務遂行もしっかりやってもらいたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、思い切った町長カラーを出して、適材適所に配置をしていただ

きたい、そして、住民のニーズにこたえてもらいたいというふうに思いますので、最後に一言、またお願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

4番碇議員の再度の御質問でございますが、趣旨は、やはり町民の皆様のサービスの維持拡充であります。支障がないよう努めるためにも、この少ない職員数で何とか、その維持拡充をとどめるためにも、この形でしかないというふうに思っておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に、窓口業務のあり方について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

機構改革の課の再編に伴いまして、窓口業務のあり方がどう変わるかと、そういったお尋ねだということで理解いたしまして、若干触れさせていただきたいと思います。

まず、総務課でございますが、総務課につきましては総務係ということで課の名称等変わりません。変更点と申しますか、と申し上げますと、人権・同和ということで、同和行政につきましてがこれまで住民課のほうで所管しておりましたが、それが総務課のほうにかわってきます。それから、広報紙、「広報かみみね」について、総務課のほうで所管しておりますが、これが企画課の企画係にかわるものでございます。

続きまして、企画課でございますが、財政係と企画係という名称は変更ございません。それで、所掌事務といたしまして、指名願、それに入札、契約につきまして財政係のほうに建設課の建設係のほうから業務がかわります。それと、先ほど申し上げました企画係について、広報という業務が企画係のほうにかわるようになります。

続きまして、税務課でございますが、係名は課税係と収納係ということに変わります。これまで賦課徴収係と評価係ということでしておりますが、これが課税係ということで、もう徴税全般にわたりまして課税係のほうで受け持つと。収納係と申しますのは、税の収納、それと滞納整理、そういった業務も収納係のほうで受け持つという形に変わります。

住民課でございますが、窓口係と環境係は変更ございませんで、子育て支援係ということで、今住民係としておりますのを子育て支援という名称で、子育てされている年代の方たち全般にわたりましての業務をとり行くと、保育所とか子ども手当、それに乳幼児医療関係につきましては今福祉課のほうで所管しております。その福祉課から、この子育て支援係のほうにかわります。それともう1つ、幼稚園でございますが、幼稚園就園補助金関係、これにつきましてが今、教育課のほうで所管しておりますが、これを住民課の子育て支援係のほうにかえるということでございます。

続きまして、健康増進課と福祉課を合わせまして健康福祉課という名称にしますが、係名

としまして保険年金係、それと健康増進係、福祉介護係、この健康増進係と福祉介護係は変更ございません。それで、保険年金係の中に、国民年金に関する業務を受け持つ、これは今、住民課の住民係のほうで行っておりますが、これを健康福祉課の保険年金係のほうに所管するというところでございます。

あと、振興課は、建設課と産業商工課が一緒になって振興課という名称になりますが、この係の名称としましては、産業商工係、建設係、それに管理係ということで変わりません。ただ、先ほどまた申し上げましたように、建設係の中から指名願、入札、契約に関するということというのが企画課の財政係のほうに所管がえになります。

教育委員会で申し上げますと、教育課について、学校教育係がございまして。その分野については変更ございませんが、子ども安全課が教育課の中に所管になりますので、放課後児童とか学校給食に関することは教育課の業務ということで位置づけております。

重立ったものについては、以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

それぞれの分担につきましては、今、課長のほうから変更等がお知らせありましたので、どうぞ、この変更関係につきましては、町民へわかりやすいようなお知らせをしていただきたいというふうに思います。

現在、窓口の体制でございましてけれども、課長が窓口の前面に座っておられます。まず、この体制は、このまま続けられるのかどうか、長にちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質問でございまして、窓口体制につきましては、現在検討中、協議中ございまして、内部協議をしながら鋭意検討をしているところでございまして。決まり次第、御報告申し上げたいと思います。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

私は、課員の皆さん、課員の教育をしっかりやる上で、もちろん課長は総括責任者でございまして、まず係担当の方が先頭に配置をしていただき、住民サービスへの対応努力をやってもらいたいことが私は大事でなかろうかというふうに思います。そういう係の皆さんが対応しながら研究することによって、住民サービスに資するということが必要であるというふうに思います。

課長が窓口で即決することで課員の育成に支障が出ているんじゃないかと言えども語弊になるかもしれませんが、やはり課員の皆さん、係員の皆さんがやる気を抑えられているんじゃないかというふうに見えてなりません。課長即決もよろしゅうございましてけれども、課長はいずれにしても最終的に総括者としての判断をし、町長なりにまた問題があればつなぐということになると思いますけれども、私は課員教育をしっかりやってもらう上で、係担

当の方を先頭に配置をし、私はやるべきじゃなかろうかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

4 番碓議員の御質問、御指摘でございますけれども、議員のおっしゃるところ、そして、内部協議を踏まえまして検討していく必要があるというふうに思っておりますが、現在72名、4月からは71名という体制で、大変、業務をみんなで力を合わせてやっていかなければいけないという現状でございます。課員の教育の必要性もございますし、管理職は管理職としての仕事をすべきという御指摘もございます。一方で、より助け合いをしながら、効率よく事務を回していくという視点も反対側の意見として一方でございますので、そうしたものを検討を重ねながら、しかるべき時期に、遠くない将来、決定をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○4 番（碓 勝征君）**

私は、適材適所の配置ということも申し上げておりますとおり、これはしっかりとですね、変えるべきは変えて、そして、やっぱり、職員自身の研究をしながら担当の勉強をしていただくことも大事でございます。しいて言えば、住民サービス、もちろん今の体制でも住民サービスに支障を出しておるとのことじゃございません。体制として、私は、そういう形がよろしいと思っておりますので、今、町長のほうから、あらゆる角度から検討しながら協議したいということでございますので、どうぞ前向きでしっかりと議論をしていただきたいというふうに思います。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

財政改革について、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（北島 徹君）**

それでは、碓議員さんの質問事項、財政改革についての財源確保の方策はと御質問いただいております。お答えをさせていただきます。

平成23年度の予算ベースで申し上げますと、歳入で最も多いのが町税で38%となっております。次に多いのが地方交付税で26%を占めております。

したがって、第1に考えるべきは、町税の確保に全力を挙げて全庁的に取り組むことであろうかというふうに思っております。このために、先ほど説明がございましたが、機構改革によりまして、23年4月から税務課に収納係を新設いたしまして、町税の徴収機能の強化と滞納整理の事務効率化に努めていくということになっております。

次に、比率が多い地方交付税の件でございますが、この地方交付税につきましては、制度が少し変化を来しております、特別交付税の割合が全体の6%というふうに決められてお

りましたけれども、それが5%に1%減りまして、その1%は普通交付税のほうに加算されるということになっております。

その変化そのものが本町にどのように影響するかということにつきましては、現時点でははっきりとはわかっておりません。しかしながら、今後も県への働きかけを強めまして、本町の事情を御理解いただき、特別交付税に幾らかでも加算していただく努力を続けたいというふうに思っております。

次に、先ほども御説明しましたが、懸案でありますホリカワ産業跡地の売却の問題がございます。

このことは、国内企業の海外への生産拠点の移動など、なかなか厳しい状況ではございますが、町長は町長のネットワークを利用されまして、今活動されておりますし、我々は、この売却が早期に実現するよう、関係機関の協力も仰ぎながら努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

いわゆる町の借金は、県内でも最大な位置にあるということでございますことは、皆さん御承知のとおりでございます。健全財政のために、無駄をなくすことはもちろんでございますけれども、私は自主財源の確保が第一であると。

今、課長のほうから申されましたとおり、38%の町税ということでございます。決算書の意見書から見てみますと、自主財源比率が46%、依存財源が54%ということになっておるようです。実質公債費比率は22.8%、これは収入に占めます借金返済の割合ということで、標準は18%以下が望ましいと、25%を超えますとチェックが入るということでございます。

経常収支比率を見ましても、93%ということで、これも一般財源に占める義務費等の割合でございますけれども、これも75%が望ましいということで、かなりの、93%と大きい高率になっておるようでございます。

公債費比率を申しますと、14%ということで、これも10%以下が望ましいと、15%を超えると危険数値ということで、いずれにしましても、今の現状は、もろもろの指数を見てみましても、かなり危険水域にあるということでございます。

私は、このことで、身近な財源を確保することが大事と、必須と思います。それは何かと申しますと、いわゆる納税納付の義務を停滞している、いわゆる滞納問題ですね。住宅使用料、保育料、下水、いろいろありますけれども、そういう身近な財源が滞っていると、これをしっかり法的な手続をとりながら納付に資するということが大事でなかろうかと思います。

本当に、身近にある、そういう自主財源の要因である金額、税金、使用料、そういう等がございますので、これをしっかりと、私は取り組んでもらいたいと。また、これを取り組まなければ、この危機的な状況を脱することはどうだろうかというふうに思っておりますので、

この自主財源確保するための手だてと申しますか、そこら付近をどういうふうにご考えておられるか、企画課長なり担当課長にお尋ねしたいと思います。

**○税務課長（白濱博己君）**

ただいま碇議員の御指摘のとおり、町税を預かる私としては、ひしひしと感じているところでございます。

平成22年度の一般の町税につきましては、先ほどの補正予算後ではございますが、住民税で約423,230千円、法人を含めましたところでございますが、なお、固定資産税につきましては718,213千円、それから、軽自動車につきましては20,889千円、たばこにつきましては、ちょっと減額ぎみではございますが、56,047千円、入湯税につきましては1,265千円で、総額1,269,949千円ということでの予算ベースでございます。21年度の決算につきましては、約50,000千円ほどの減収ではございました。

今後の推移を見てみますと、個人町民税の減収は昨年来、約40,000千円ほどの減収を見ておるところでございます。法人につきましては持ち直しつつございます。23年度につきましては、約23%増ぐらいの期待を込めておるところでございます。先般、最優良企業のほうで所得割が出まして、約10,000千円ほど出ておるところでございます。軽自動車につきましては、若干増加ぎみでございます。たばこ税につきましては約5%の減収を見ております。入湯税につきましては、利用者が少ないというふうなことで年々減少しております。

この徴収の中で、収納率を高める方策ということではございますが、昨年度の決算ベースでいきますと、現年で97.8%、滞納繰越分では17.8%ではございました。昨年度の決算の滞納繰越額が、国保税を含めまして約143,000千円ほどございました。その中で、現在、約30,000千円ほどの収納を見ておりまして、滞納繰越分につきましては増加傾向ではございますが、今後、そういった中で徴収につきましては全力を挙げていかなければならない問題であると考えております。

先ほど、機構改革の中でも、収納係ができました。今までも努力はしてはしておりましたが、今後は滞納整理に向けて、なお一層の努力をしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○町長（武廣勇平君）**

4番碇議員の御質問でございますが、財政状況は依然として厳しいということで、私も我慢ということを施政方針の中にうたわせていただきました。

町内の町民の皆様からは、住宅施設をつくったらどうかということ、また、歴史博物館をつくったらどうかと、さまざまなアイデアございます。そうした大規模な事業については我慢をお願いしたいという趣旨で書かせていただきました。

今現在、今、担当課長が申しあげましたように、収入増の取り組みとして、滞納整理機構

へ職員を派遣しながら、滞納対策に力を入れ、収納係を設置すること、また、コンビニ等の収納も実施しておりまして、これは働くお母さんから先にお声をかけていただきましたけれども、本当に収納機会が広がったことによって、より税金を納めやすくなったというお声もいただきまして、こうした細かな取り組みを続けていかなければいけないと思っております。

また、公売などによる差し押さえ物件の換価も始めておるところでございます。

こうした収入増の取り組みに手を抜くことなく、しっかりと進めていながら、できるだけ早い財政健全化を果たしていかなければいけないということでございます。

しかしながら、町の活性化、また町民の皆さんの命と暮らし、安全・安心を脅かすことがあった場合については、これについては予算をつけていかなければいけない。私は、住民サービスの維持と拡充と申し出てきておりまして、昨年、先ほど御質問にございましたホリカワ産業跡地の270,000千円、これが単年度赤字に陥ろうとしたことを回避したわけですけれども、そこがターニングポイントとなりまして、単年度赤字をつくらずにですね、単年度赤字になることはない、今現在は財調も230,000千円を、これは平成16年以来の高い割合でございますけれども、積む予定にしておりますし、単年度赤字に陥らない以上、これまで我慢をお願いしてきた町民の皆様に対しては、少しずつ、ほんのわずかで申しわけないんですけども、少しずつの維持拡充に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

今後とも収入増の取り組みについては、手を抜くことなく、やっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

上峰町の財政力は66%と、非常に財政力はあるわけですね。しかし、今まで積み重ねてきた、その結果として、そういう経常収支なり公債費比率等が、実質公債費比率につきましてもそうでございますけれども、そういう水域に達しているということでございますので、いずれにしても自主財源の確保は、私は命題と思います。

各担当の課長さんたちは、しっかりとこのことにつきましては、自分のものとして、奉職者としてしっかりとこの自主財源確保に向けて取り組んでいただきたい。また、取り組んでいただく結果によりまして、この自主財源の率も上がってまいりますし、住民サービスへのことにもつながっていくと思っておりますので、ぜひここはしっかりと、我が身と思って、この滞った税金等につきましては取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、財調基金の流れについて、執行部の答弁を求めます。

#### ○企画課長（北島 徹君）

それでは、財政調整基金の流れとはとの御質問にお答えをしたいと思います。お手元の

ほうに財政調整基金の状況という資料を差し上げているというふうに思います。まず、資料を御説明させていただきたいというふうに思います。

資料要求のとおり、平成10年度から平成22年度というふうにしております。平成22年度につきまちは見込みということで御理解をお願いします。

前年度末の残高、それから年度中の取り崩し、それから年度中の積み立て、その結果としての当該年度末の残高というふうな形で、左から右のほうにということをつくっております。

平成9年度末には157,795千円、財政調整基金はございました。それが徐々に減ってまいりまして、平成15年度末には9,847千円というふうに、一番少ない時期で9,847千円というふうになっております。それから、今現在、21年度、22年度に積み立てをいたしておりますので、230,364千円の数値まで復活をいたしております。この平成21年度、22年度、2カ年で170,000千円を造成したというふうなことになってまいります。

財調につきましては以上でございますが、なお、財政担当といたしましては、今後の起債償還のためにも、今後は減債基金のほうも充実をさせたいというふうに考えておりまして、第三セクター等改革推進債の年間償還額の半額に当たります8,000千円につきましては、最低でも毎年積み立ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

この財政調整基金というものは、まさに町の台所の貯金というふうにとらえられておるといふふうに思います。

先ほど課長が申されましたように、平成10年におきましては157,000千円と、平成15年には、これが9,847千円というふうにどんと落ち込んでおります。もちろん、事業をかなりやられておる経緯はございますけれども、財調はですね、これは非常事態の基金でございますので、あらゆる補助金等を活用しながらやるべき、やってこられたかと思っておりますけれども、現状がこういう流れがですね。20年度におきましては1億円に乗ったと。で、22年度の見込みとしては230,000千円という形になっているようでございますけれども、いずれにいたしましても、この財調は、これは町の貯金高でございますので、緊急の場合はもちろん蓄えをしっかりとやらなければならないというふうに私は思います。

経費節減につきまして、当然でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、自主財源率を上げることによりまして、ここら付近の基金も増額ができるかと思っております。

町の借金は、先ほど申しましたように、県内でもかなり多額の数値が上がっておる団体としてございますので、徹底的に無駄を排除しながら、自主財源の確保に努めてもらいたいというふうに思います。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）



次に進みます。

合併について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

4番碓勝征議員の、合併について、合併の効果の視点をどのようにとらえているかという御質問でございます。

一般論としてお答えをさせていただきたいと思いますが、次の3つの効果があるんではなかろうかと思っております。

1つ目として、広域的なまちづくりという視点で申しますと、まず、大きな自治体の誕生によって地域のイメージ、存在感を高めることができ、企業誘致等も促進がしやすくなるのではないかと思いますし、また、広域的な視点に立って、土地の利用の検討ができると思います。道路、下水道などの生活基盤の整備、公共施設の設置、日常生活の拡大に対応したまちづくりを計画的に進めることができ、また、環境問題、景観づくり、観光振興など、小さな自治体ではなかなか難しいことが、広域的な取り組みが必要な施策でございますけれども、こうしたことが可能になってくるというふうに理解をしております。

次に、行政サービス水準の維持向上という視点で申しますと、従来、採用が困難、不十分だった専門職の採用が可能になり、近隣の自治体にもそうした事例ございますけれども、より専門的で高度な行政サービスの提供が可能となります。配置についても、不十分であった行政分野に専任職員を配置することができ、施策や行政サービスの充実を図ることができます。納税証明書など発行を初め、サービスの窓口が多くなり、これまでほかの市町村であった勤務地の近くでも利用が可能となりますし、これまでほかの市町村の公共施設であった図書館、体育施設などが利用しやすくなり、自治体間の使用料の平準化ということも図ることができると思います。また、行財政基盤の強化により、行政サービスの充実や安定的提供が可能となります。財政基盤の拡大により、従来できなかった施設の整備など、重点的な投資が可能になるということでございます。

続きまして、3つ目の行財政運営の効率化という視点で申しますと、総務会計という部分だけでなく、いわば管理部門において職員を削減することができ、人件費が節減することができます。また、必要とされます行政分野に職員を手厚く配置することが可能となります。また、特別職を含む三役、議員、審議会委員など総数が全体として減少し、経費の節減が可能になるというふうに思います。

合併により公共施設の効率的な配置を行えば、不要な投資が避けられますし、事務事業に要する経費などについてもスケールメリットが働き、行政コストが削減されるという認識で合併の効果を私は理解をしております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

お諮りをいたします。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

4番碓勝征議員の合併についての答弁をいただいたところで午前中は終わっておりましたので、この合併についてから継続でお願いをしたいと思います。

○4番（碓 勝征君）

町長のほうから、合併効果ということで、広域なり、行政サービス専門官の設置なり云々ということでの、いろいろとらえられたことをお伺いいたしました。

私は、この合併問題は、もう避けては通れないと思います。ぜひやらなければならない命題であるというふうに思っております。合併することによりまして、行財政改革の効果が大きい期待できるというふうに私も思っております。

御承知のとおり、我が町は昭和50年代に3町村、三田川、東脊振、上峰で、200町歩が開発をなされまして、東部中核工業団地という立地がなされております。よって、優良企業群が誘致されたことは、もう周知のとおりでございます。

我が町につきましては、このすばらしい団地の中に税源があると、自主財源のもとになる税源があるというふうに確信しております。このことで、我が町は東部地区の中心的な位置にあるということにつきましては、周辺団体からも認められているところであるというふうに思っております。

そういう中で、合併をスムーズに進めるためには、まず、財政悪化状態にある現状を脱却することが大事であるというふうに思います。脱却する努力をすることによって、周辺団体からも対等合併に動いてもらえるということを思いますので、ぜひとも勇断をもって、この経常収支なり公債費比率なり自主財源の確保に向けて、長、執行部ともども、しっかりとした取り組みをしていただきたいということで、もう1回、そこら付近のお気持ちを長にお伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の御質問でございますが、市町村合併については、これ長らく、地方交付税の

縮減という中で、県も主導されまして進められてきたわけですが、合併特例債の期限も切れておる現状、腰を据えて取り組んでいく必要があるというふうに私も同様に感じております。

手法としましては、勇断という御発言もございましたけれども、私は町民の皆さんから全権を委任されているというふうには考えておりませんので、アンケート等を重要施策につきましては実施しまして、その結果を受けまして対応をしていきたいと。

ただし、その前提は、今どの市町村を見てもわかるように、本町の財政状況に大変な懸念をされていると、心配をされているということも事実でありますし、ほかの自治体の首長さん、これは具体的には名前申しませんが、周辺の自治体の首長さんとお話しする機会もございますが、財政状況を、その自治体の町民の皆さんも懸念されているということで、今現在、進めることは困難な状況でございますので、本町としては、しっかりと健全化に向けて努力をしながら、計画的に対応していきたいと。その際には、先ほど申しました、住民の皆さんからのアンケートを賜りまして、方向性を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

教育について、執行部の答弁を求めます。

**○教育長（吉田 茂君）**

4番碓議員の質問についてお答えいたします。

質問は、教育委員欠員状況にあるが、支障は出てきていないかということでございます。

はい、御指摘のとおり、私ども、現在のところ3名でございます。御承知のとおりですけど、第3条では5人の委員をもってすることになっておるし、ただ、私ども、町、村では3人以上ということには規則上はなっています。ただ、その3人以上の中に、先年でありますけど、第4条4項で、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと。初めは好ましいでありましたが、今はしなければならないというぐあいに規定までいきました。

そのことを考えても、御指摘のとおり、本当に現状では仕事がやれるだけでは許されない現状であることも事実でございます。仕事、業務につきましては、監督官庁やら事務所に迷惑をかけないように、教育事務所からの協力も得て、日々の事務をしっかりとやり遂げていっているところでございますが、今申し上げました経過、条件等を考え合わせて、町長にも教育委員会が開かれるごとに協議を重ねておるのが現状でございます。

以上をもって碓議員への答弁とさせていただきます。失礼しました。

**○4番（碓 勝征君）**

ただいまは、3名の現員の中で2名の欠ということの状況のようでございますけれども、いずれにいたしましても、教育現場がより信頼される指導機関でなければならない。それにつきましても、5名のスタッフが、教育委員さんがそろうことで、それが信頼できる指導機関になるというふうに思いますので、そういう中で、子供たちの町の将来を託するための環境づくりが大事であるというふうに思います。

一方、小学校の高学年の中で、先ほども同僚議員から質問がありましたけれども、少々問題があるということを知っております。もちろん、先ほどから述べられました中で理解をいたしましたけれども、要するに、現場で問題が発生したときには、当然、現場の先生たちの責務があると思いますけれども、問題が大きくなれば限りがあると思います。それは、指導機関である教育委員がそこら付近の総括的な責任は、当然出てくるというふうに思うわけです。

そういう中で、以前、中学校で事故が発生しましたですね。現場の校長さんも非常に努力をされたと聞きますけれども、教育長も同時に非常に、この問題を重視しながら、保護者の方に接触をしながら、日々接触をし、その事故原因の要因もあるかと思っておりますけれども、その対応を非常によくされたということも聞いております。それくらい、事故発生とか、そういうもろもろの問題が出た場合につきましては、教育長の責務というのは非常にあるというふうに思います。

保護者に対しましても誠心誠意尽くされることが大事であるというふうに思いますので、保護者から理解を得られるような姿勢をもって取り組んでいただきたい、また、取り組まなければ、子供の将来ということもございますので、そこら付近をぜひ御理解をいただきたいということで、一言、教育長のほうからお伺いしたい。

#### ○教育長（吉田 茂君）

4番碓議員さん、示唆、どうもありがとうございました。かねがね、十分踏まえながら日々を送ってはおりますけど、やはり一たん緩急という処遇に対して、今大いにまたさらに肝に銘じたところであります。

定数の増加につきましては、先ほどの中山議員のときに町長からの御意見発表もいただいているぐらいでございますので、充足させる動きがとれるようにやっていけるだろうと、そう思っています。頑張ります。ありがとうございました。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

百条委員会について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碓勝征議員の、百条委員会について、現職職員が告発されたことをどう思うかということでございます。

これは大変、私、遺憾に思っております。この間、随分、私なりの意見は表明してまいりました。百条委員会自体については、私も証人として呼ばれまして、そこで意見を述べてきた経緯がございますけれども、うやむやにしていることと悪いこととございますが、これについてはしっかり結論を見ていかなければいけないと、私の思いとしてはございます。

町内の方から、仮にこの事件の本質が、当該職員が無実であると知っていながら、簡単に認めないと見ると、公費を使って広報紙を作成し、当該職員を実名で公表し、町内全域に配布し、告訴状を作成し、告訴したということであると、恐ろしい事件ですねという御意見をいただいたこともあります。町民感覚で見ると、その行為自体が犯罪ではないかというふうな御意見もあります。

私も、法律は一般の感覚や常識、道徳を普遍化させて、明文化させたものである以上、無実の人間を告訴して罪に問われないはずはないと思っております。今回、私も対応を見守りながら、法的な検討もしていかなければいけないと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

この百条委員会につきましては、もう町内外に報道されました。その報道された内容を見てみますと、告発者の氏名なり告発内容、それらが具体的に公表されないまま委員会が設置をされたということで報道されております。また、目的につきましても、その作文を差しかえた人物の特定が主目的だったはずだと思います。それが虚偽の証言と断定し、職員のみを告発となっております。

私は、何の目的で百条委員会が設置されたのか、理解に苦しみます。当該職員が町に対して違反行為等があったのかと、何も無いと思います。問題の作文は、短文であれ、長文であれ、最終的な時の町長が判断し、決定されることだと私は思います。

そこで、お尋ねしますが、一連の委員会のかかった経費ですね、証人喚問費とか鑑定費とかございますけれども、これらにつきましては予算措置はもちろんされておるとは思いますけれども、この百条委の経費の支払いについては、財務規則上、問題はなかったのか。そこら付近、ひとつお尋ねしたいと思っております。

#### ○議長（大川隆城君）

執行部、答弁いかがですか。出した分があるなら、それを答えていただきたいんですが。

#### ○会計管理者（鶴田直輝君）

会計につきましては、支出に関係、最終責任は会計管理者にございます。

支出が正しいかどうかという御質問かと思っておりますけれども、百条委員会を設置されまして、きちんとした手続に乗って予算の措置もされております。支出については適法という形で考えておるところでございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

管理者のほうからは、予算措置をされて支出をされておるということでございますけれども、例えば、鑑定費用の関係につきましても、そういう支払いがなされておると、内容についてわかったら、鑑定費用の内容の支払いについてお尋ねしたいと思います。

**○会計管理者（鶴田直輝君）**

支出の内訳につきましては、手元に資料がございませんので、精査して、後ほどお知らせをしたいと思います。

**○4番（碓 勝征君）**

後でお知らせいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この百条委員会につきましては、町内外に上峰町の騒動というか、外部からもいろいろ注視をされております。上峰町は何ぼしよっとかというふうなですね、目的が判然としないような形、意識で、現在は検察庁のほうに告訴という形になっておるようでございます。

私は、この問題はしっかりと今後、行方を注視しながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

以上で4番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

**○3番（橋本重雄君）**

このたびの議員の選挙によりまして、皆様の御協力によりまして、この議会に登壇できるようになりました。本当に皆様の御協力ありがとうございました。今後4年間、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしく御指導、御鞭撻お願いしたいと思います。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。前任者の質問ともダブる部分もありますが、それはそれとして質問させていただきたいと思います。

1番目に、市町村合併についてということで、武廣町長になられてから、市町村合併の取り組みをどういうふうに行ってこられたかについてをちょっと説明をしていただければなと思っております。

それから、次に、今後の取り組みについて、具体的にどういうふうなことをやっていこうということをお知らせいただければと思います。

続きまして2番目に、財政再建についてということで、収入増の施策としてどのようなことに取り組んでおられるかを教えていただきたいと思います。

それから、同じく、支出を減らすための施策をどのようにされているかということで教えていただければと思っております。

続きまして、道路の整備についてということで、1番目に、舗装の補修についてというこ

とで、ちょっと町も財政的に厳しい関係で、道路が大分傷んでいるようでございます。その傷んだ部分についての考え方をお知らせさせていただきたいと思えます。

それから、次に2番目に、小学校の裏門に通ずる歩道の整備についてということで、小学校の裏門といいますか、北側のほうから登下校しているわけですがけれども、すば一くのところまでは歩道がございませけれども、それから校舎のほうに向かう道路につきましては歩道がございませないので、急に子供たちが道路に出てくる関係で、車との接触が大変問題があるということをおもいますので、その整備についてお伺いたします。

続きまして、教育施設の整備についてということで、小・中学校の校舎の改修の必要性はということで、この校舎も建築をされて、小学校、中学校とも結構長い期間になっておりますので、改修の時期が来ているんじゃないかというふうな気持ちを持っておりますので、お尋ねをすることでございませ。

以上、大きな項目で4点ですがけれども、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思えます。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、市町村合併について執行部の答弁を求めませ。

**○町長（武廣勇平君）**

3番橋本議員の御質問でございませが、市町村合併についてということで、武廣町政になって以降の取り組み経過についてということで御質問が上がっております。

まず、市町村合併の現状ということで、今、全国的に平成の大合併が進められました。地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい基盤を財政的にも、行政的にも整備し、確立することが強く求められて、以来、積極的に推進されて、その結果、市町村数は3,232が1,760ということになっておると聞き及んでおります。

市町村合併の本来の効果が発現するには、先ほど4番の議員の御質問にもお答えしましたけれども、あらゆる面で、例えば、行政の専門職員の配置も、組織の専門家も、経営機能の強化も、内部管理重複分を縮減することで行政コスト削減にもつながりますし、その意義と効果というものは高いものであると思っております。選挙期間中から、私就任前から合併の早期実現をしたいと、またあわせて、その手法としてアンケートを実施していきたいというふうにご約にうたっております。

22年4月以降も自主的に合併をする市町村に対しては、必要な支援措置を講ずることが適当と、地制調のほうも見解を出しております。これについてはまだ不確実でございませが、私どもも腰を据えた取り組みとして進めていかなければいけないというふうな思いでおります。

しかしながら、今、これまで市町村合併について、先ほど来申し上げておりますように、ほかの自治体の首長さんと、個人的にはございませが、その環境が、成熟した環境ができておるか、整っているかというふうにごえませと、本町の財政的な問題が一番の支障にな

っているというふうな結論に至っております。

よって、私は、大きく3つ、合併特例債を気にせず、腰を据えて取り組むことはもちろんですが、財政状況健全化の道筋をつけていくことに今現在努めておるところでございます。これによりまして、本町は財政力も高く、自主財源も豊富でございますので、自力で回復していく過程において、他町にも受け入れられる土壌が整っていくんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、合併に向けてスムーズに移行していくためには、環境整備はもちろんやっていかなければいけない。どういう環境整備があるかと申しますれば、今、広域行政をやっております。ごみについては西部環境施設組合、消防については鳥栖・三養基消防組合、また介護、葬斎、さまざまな広域行政を行いながら、ほかの他市町村と連携しながら効率的な運営を進めておるところでございますが、特に今、西部環境施設組合が広域化に向けて、さらに、今、鳥栖・三養基と上峰町でやっておりますけれども、吉野ヶ里、神埼を含めたところで、ごみ行政の問題解決を図っていかうじゃないかという声を上げているところでございます。

私も、より広域な行政が進むことは歓迎でございますし、そうした県からの指導もでございます。広域化ブロック計画と申しまして、県の指導、ガイドラインに沿って、こういう広域行政をより一層進めながら、ひいてはその行動自体が東部地区の一体感の醸成にもつながると思っておりますし、合併においても支障なく進むことになると思っておりますので、今後とも広域行政の面において、他市町と一体感を醸成することに努めながら、本町独自の取り組みとしては、財政健全化計画等をしっかり作りながら、町民の皆さんにアンケートを実施し、合併に向けて取り組んでいきたいというところで考えております。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

合併に対する経過ということでお尋ねをいたしました。町長としての考え方としては、そういうことでよくわかりましたけれども、実際の取り組みとして、どこの町村と話をされたかを教えていただきたいと思っております。

### ○町長（武廣勇平君）

合併は、相手のあることです。名前が挙がって、一度、寝耳に水だというお話で、きっかけを失ったこともあったと存じ上げております。私は、他市町の名前を申し上げるつもりはございませんが、常日ごろから、この合併については意識を持っておりまして、早急に実施していくために環境整備に努めております。

また、議員は御承知ではないかもしれませんが、私は就任以来、方向性、合併の枠組みについてはアンケートを実施すると、町民の皆様にも全権を委任されているつもりはないと、私はトップダウンで勇断を、勇断という言葉もありましたけれども、トップダウンで決めるつ



もりはございません。これについては、しっかりと町民の皆さんの意識を把握した上で判断をしたいというふうな視点でこれまで町政に携わっております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

対面した町村については言えないということでございますので、それをあえて聞くあれはありませんので、それはそれとして、実際、そしたらアンケートというのは、大体いつごろとる予定ですか。

**○町長（武廣勇平君）**

これは、これも議員御承知でないかもしれませんが、さきの議会でもお答えを申しましたけれども、合併に向けての健全化の計画をまず第一義的に進めることから始めると。しかしながら、この健全化の計画というものは、仕事量としてボリュームは相当ございます。21年に政権交代が起きました。あらゆる制度が変わりつつございます。地方交付税についても見通しがつかない、逆に増額という状況になりました。私どもも、健全化の計画をつくる上では、収入の増についても計画的に見通しをつけなければいけないということで、政権が変わり、制度が来年、平成24年に交付金等が変わるということもありまして、私どもが目の前の計画策定のための業務に追われることよりも、まずは借金返しをしっかりとっていくという視点に立っているということをお承知いただきたいと思っております。

以上です。——済みません。申しわけございません。答えになっておりませんでした。

その計画策定を行った後にアンケート等を実施したいというふうに考えておりまして、何年にいついつにアンケートをとるということを申し上げるつもりはございませんが、以前、期限を区切ったことで、いろいろ行政と、私も未経験だったものですから、期限を区切って、何月にこうやりますということを発言したことで支障が、いろんなところに影響があったということを経験しておりますので、期限は区切らず、4年間のマニフェストでございますので、この期間内に実施できればと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

財政再建について、執行部の答弁を求めます。——失礼しました。

3番議員さん、今後の取り組みについてを聞かんといかんですね。

**○3番（橋本重雄君）**

そうです。

**○議長（大川隆城君）**

失礼いたしました。

申しわけございません。もとに戻りまして、2番目の項、市町村合併の今後の取り組みに

ついて、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

今後の取り組みということで、済みません、私、勇み足で、2項まとめてお答えしたかもしれませんが、先ほど上述した形で、今後については期限を区切らずに、意識の醸成と、そのタイミングを見ながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。御了解、よろしく願いいたします。

**○3番（橋本重雄君）**

今後は、財政再建のほうを優先して進めていって、アンケートもとるといようなお話でございますが、町長としては、その範囲といますかね、合併をするとすればですよ。そういう範囲的なものの、希望的なものはどうでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

3番橋本議員の御質問にお答えいたします。

範囲については、これもさまざま枠組みについての影響があるかと思いますが、一般論として申し上げれば、就任当初から申し上げてきたように、最適規模は、広域行政の観点から、15万人程度が最適だということは広く聞き及んでおるところでございます。私は、東部地区一体を広域行政でやっておりますので、大きな範囲で合併ができればというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

財政再建について、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（北島 徹君）**

それでは、橋本議員さんの質問事項、財政再建についての、収入増の施策としてどのようなことに取り組んでいるかという御質問をいただいておりますので、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

この件に関しましては、3件ほどお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1つには、近隣自治体並みの御負担を町民の皆様をお願いしていこうというのがございました。

具体的には、一般廃棄物処理手数料として、平成22年4月から可燃物指定容器——指定袋でございますが——の販売価格を1枚35円から40円へ引き上げております。このことは、本町の現在の財政状況からして、他町よりも安いような価格での販売というのは、なかなかできかねるということで、町民の皆様近隣町と同程度の御負担をお願いするようにしたいということでございます。

次に、制度上で本町の負担が余りに過度ではないかというものがございました。

具体的には、保育料の引き上げということにかかわってまいります、国・県の負担金を算出するときの保育料と、実際に町が保護者の方から徴収している保育料の間に、余り差があり過ぎておりました、差額はすべて本町の負担となっているという問題でございます。本来、本町はもともと4分の1の負担がございますが、それに加えて、この差額全額を負担しなければならないと、そういう問題でございます。これも近隣他町と比較を含めまして検討いたしまして、平成22年度から段階的に平成24年度までに国の基準の80%まで持つていこうということで計画をいたしております。これによります平成24年度の時点で平成21年度と比較をいたしますと、およそ年間10,000千円の本町負担の軽減が図られるということで考えております。

3点目でございますが、下水道の関係では、平成22年4月から、事業所に対しまして従量制による使用料算定を導入いたしております。これによりまして、年間2,400千円の増収を見込んでおるところでございます。

なお、今後とも、本町の行政サービスを安定的に実施していくための、町民の皆様にごだけ御負担をしていただくかという問題に関しましては、常日ごろからの調査研究を欠かさず、適正な負担というものでお願いをしてみたいということで考えております。

以上で終わります。

### ○3番（橋本重雄君）

ただいま答弁いただきました3項目については、近隣町村との比較もありましょうから、突出するようなことのないように、他町村に見合った施策を進めていってほしいなというふうに思います。

それから、収入をふやすためには、やはり何といても、今、上峰町ではなかなか進出する企業も少ないようですけれども、企業さんで、特に製造業の企業さんを誘致をすると、固定資産税、住民税、法人税ですね、そういうのがふえるし、それはやはり、町長さんが国会議員さんたちとのネットワークとかも持ってあると思いますので、そういう面で、やっぱり企業誘致の件については努力をしていただきたいなと思います。特に、こういうふうな不景気の状態、なかなか難しいとは思いますが、そこを努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、ふるさと納税制度というのがあるわけですね。それで、上峰町から他県へ転出してある方が結構いらっしゃるわけですよ。それで、そういうふうな制度もありますので、その施策を町民の皆さんにお知らせをして、また、親類の方たちに、そういう上峰町の今財政の状況等もよくお知らせをして、こういう制度があるから協力をしてくれないかというような啓蒙をされたらどうかなというふうに私は思っております。

それで、収入の増については、また、最近はお金にある程度余裕がある人も結構、中にはいらっしゃるようでございます。全国的に見ればですね。上峰町も、中にはそういう方もい

らっしゃると思いますので、何か目的をある程度つくって、ふるさと寄附金みたいにですね、一応、そういう制度はありますので、そういう寄附金のお願いもされたらどうかなというふうに思います。

そういうことで、収入が少しでもふえていけば、財政的には楽になるわけですので、そういう取り組みもされたらどうかなという提案をさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。

○3番（橋本重雄君）続

はい、いいです。

○議長（大川隆城君）

それでは、2番目の項、支出減の施策としてどのようなことに取り組んでいるかということについて、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

先ほど、ふるさと納税、それから寄附金制度ということで御指摘、御指導をいただいております。その点に関しましては、今後こちらのほうでも研究をしてみたいというふうに考えております。

さて、支出減の施策としてどのようなことに取り組んでいるかという御質問をいただいております。

この点につきましても、3点ほど御紹介をしたいと思います。

まず1番には、公共事業、投資的経費の抑制というものが上げられます。

本町は、社会資本、インフラの整備が隔々まで行き渡り、同規模自治体に比べれば非常に充実をいたしております。反面、この維持には多額の経費を必要とすることから、現在は維持及び将来の修繕の備蓄を行うべきで、新規事業に乗り出すという力はないものというふうに考えております。

しかしながら、直接に町民の安全や安心に係る問題は別だという認識は持っておりまして、新年度予算にも、それらに関する予算は今回計上をさせていただいております。

次に、国からの交付金の活用というものがございます。

できる限り交付金を既存事業の財源として活用してまいるということでございます。これによりまして、一般財源の持ち出しを抑えたいというふうに考えております。

さらには、事務経費の削減というものがございます。

下水道の関係では、運転経費の一本化によります役務費、委託料の削減を建設課のほうで研究していただいております。それが実現することによって経費が少なくなるということに私どもも大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

### ○3番（橋本重雄君）

歳出を減らすための施策としては、今3点説明をしていただきました。

それで、私、ちょっと思うわけですが、下水道の施設の、要するに維持管理ですね。その委託料というのが結構、やっぱり今企画課長も言いましたように7カ所あるわけですので、維持管理が結構かかっております。それで、委託するのもいいわけですが、これはずっと運営していかなければなりませんので、直接専門知識を習得させて、その管理に当たる職員を置いたほうが安く上がるんじゃないかなというような気持ちでおりますけれども、それはいかがでしょうか。

### ○建設課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほど3番橋本議員の質疑の中でですけども、下水道の維持管理費の中の委託料ということで御質疑がございました。

今、上峰町の場合につきましては、7処理区を農業集落排水事業でやっておりますけれども、1処理区ごとに施設がございまして。そういう中で、今現在の委託につきましては、各処理区ごとでの委託ということで、7処理区の委託契約が結ばれております。

中身につきましては、清掃業の第一環境整備事業所というところと契約を結んでいるところでございますけれども、これに当たりましては、平成元年度に上りますけれども、農業集落排水事業を行うということに当たっては、国からの一応、合特法との関係がございまして、そういう中で第一環境と当時の上峰町が協定書を結びまして、要するに、し尿のくみ取り料ですか、くみ取り料の軽減に、農業集排事業をすることによってくみ取り料の軽減になるということで、それにかわるための代替事業ということでの合特法なんですけれども、そういう中で協定書の中で、要は処理施設の委託管理をさせるという協定書がございまして。これに基づいて、今まで、そのような形での委託管理を第一環境にということで進んできておるわけでございますけれども。

この前の予算特別委員会でも少しお話をしたんですけども、平成23年度新規の予算につきましては、先ほど企画課長も申し上げましたとおり、今まで7処理区を1本ずつの委託契約にしていた分につきましては、それを一体化したところの委託契約、要するに1本で委託契約をしていくと。その中には、もともと光熱水費、くみ取り料、それと委託がおのおの分かれていたんですけども、それも合わせたところでの一括契約、要するに、包括的民間委託ということで平成23年度につきましては、その7処理区を一括したところでの契約ということで、コスト縮減に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

今答弁をいただきましたので、それはそれとして、節約できる方向で進んでいただきたいと思います。

1つ、合特法の関係でちょっとお尋ねですけれども、新聞紙上で、伊万里市だったですかね、あれが判例が出ておりました、ああいう判例が出ると、この法律というのなかなか有効性が疑われますので、その辺の見解をお願いします。

**○建設課長（江崎文男君）**

今、3番議員の橋本議員のほうから言われたとおり、伊万里市役所のほうで、この合特法にかかわるところの裁判ということで、このごろ裁判の結論が出ました。

その中身につきましては、合特法について、ちょっと問題があるということで、最終的には司法のほうについては合特法的なもの、あの伊万里市役所の物件につきましては認められないという結論に達したわけでございます。

ただし、あれをよくよく見ますと、オンブズマンのほうからの請求については、約10,000千円ぐらいの請求があったと思いますけれども、それに対して最終的な結論というのが百ウン十万円の罰金といたしますか、の違法という話になっております。

ただ、その請求に対して結論的に1,000千円程度になった、そこら辺の理由も、また私たちも調べて、それと合特法との関係がどうなのか、それと、それに対して伊万里市についても上告しておりますので、その中身的な結論も見ていきたいと思っています。

ただ、うちとしては、あくまでも合特法に照らし合わせたところでの、あくまでもコスト縮減ということでの問題ですので、あくまでも、そのコスト縮減に向かっては、それを照らし合わせながらですけれども、あくまでもうちは町民の皆様方には損益を与えないという方向でのコスト縮減を目指しておりますので、一応そのような形で御理解いただきたいと思っております。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

道路整備について、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（江崎文男君）**

私のほうからは、3番橋本議員さんの質問事項の、道路整備についての項目の1番の、舗装補修につきましてお答えいたします。

今現在、本町におきましては、管理しています町道が1級町道といたしまして4路線で約4,375メートル、2級町道といたしまして11路線の1万1,764メートル、その他の路線といたしまして214路線ありまして6万1,312メートル、合計の路線数といたしまして229路線の延長7万7,452メートルほど管理を行っているところでございます。舗装率といたしましては、全体で約97%でございます。

そのようなことで、本町につきましての舗装状況を申し上げますと、もともと本町の道路舗装の取りかかりにつきましては非常に早く、今現在どの地区においても、議員御指摘のように、舗装の老朽化というものが進んでいるところでございます。また、その後上下水道

事業による道路下への管路埋設工事等の影響もありまして、今となつては、そのような事業についての理由も、その舗装の老朽化へ追い打ちをかけているかと思つておるところでございます。

そういう状況の中ですけれども、一日でも早い手だてを必要だと思つておるところでございます。しかし、先ほどからも財政問題についていろいろとお話がありましたとおり、今現在、厳しい財政再建の中、町道の舗装、側溝等の補修、維持管理につきましても、平成17年度以降、道路に対する維持管理費が年間約5,000千円程度というような予算の推移でございます。中期財政計画におきましても、ここ数年は同額程度の推移という方向でありますので、今現在同様、部分的な舗装補修ということも今後同じような形で推移するかと思つております。

しかしながら、近い将来、せめて1級、2級、要するに町道の幹線町道においては、社会資本整備総合交付金等を活用しながら、5カ年ぐらいで計画を立て、舗装の打ちかえ工事を将来的に行う必要があるかと思つております。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

ただいま答弁のように、財政が厳しい関係で、予算も5,000千円程度しかついていないということでございますが、特に私が感じるのは、子供たちが、特に小学生ですけれども、雨の日に傘を差して通学しているわけですが、やはり、でこぼこのあるところには水がたまっておりまして、それを子供たちに車が通るときにかかたりしている面があるわけですよ。だから、スクールゾーン内だけでもいいですから、ある程度の余裕があれば整備をしていただければなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

### ○建設課長（江崎文男君）

御指摘のとおりでございます。それにつきましては、町道だけじゃなくて、県道あたりについても、日ごろ地区住民より苦情等が参っております。県道につきましては、うちのほうから県のほうに、そのような形での苦情ということで県のほうにお願いしているところがございますけれども、町道に至っても同じような状況でございます。

今後、道路パトロール等も行っておりますけれども、雨の降った後、先ほど言われたとおり、せめて通学路等の点検を再度いたしまして、なるべく、少ない財源でございますけれども、そのようなところでの一応、使い方ということも研究していきたいと思つています。

以上です。

### ○議長（大川隆城君）

それでは、2番目の項、小学校裏門に通じる歩道の整備について、執行部の答弁を求めます。

### ○教育課副課長（高島和則君）

小学校裏門に通ずる歩道の整備についてということで、現在、議員さんより指摘がございました道路につきましては、歩道なしの片側1車線の計2車線となっております。

児童は登下校、道路東側を通行しております。歩道がないために、児童がいる場合は、車両は児童優先で停止で、徐行をお願いしているところでございます。

道幅が上下2車線を確保しながら、歩道を設置するとしましたら、道路東側の水田への斜面等を利用するか、道路の拡張がまた必要になってくるかと思えます。また、水田への転落防止のためにも、さく等もまた必要になってくるかと思えます。

整備するにいたしましても、何分にも予算が伴いますので、町財政部局とも検討しながら、対処していきたいと思っております。

以上でございます。

### ○3番（橋本重雄君）

今答弁をいただきましたことで、よくわかりますけれども、やはり、もし事故があれば、子供さんたちが大変負担をかけるわけですので、工法的にやれないことはないと思えますので、それも今後の検討課題として整備をする方向で検討をしていただきたいと思います。

以上です。

### ○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

教育施設の整備について、執行部の答弁を求めます。

### ○教育課副課長（高島和則君）

4番目の、教育施設の整備についてということで、小・中学校校舎の改修の必要性はということで参っております。

現在の<sup>上峰</sup>小学校は、昭和50年に北校舎の完成、昭和54年に南校舎の落成、昭和60年に体育館の落成、平成10年に北校舎外壁の改修工事、同じく11年に北校舎内部改修工事、16年に南校舎の教室床張りかえ工事、そして、ことし平成22年度の夏に耐震補強工事。

今後の改修計画といたしましては、南校舎のほうは建設後かなり期間が経過しておりますので、町の中期財政計画等でも、先になりますけれども、平成30年に外部改修工事、平成31年に内部改修工事等を計画しているところでございます。

次に、現在の<sup>上峰</sup>中学校でございますけれども、昭和52年度に校舎の新築、平成9年度には体育館の落成、また平成22年の夏に耐震補強工事及び教室等の床張りかえ、改修工事等を実施したところでございます。

今後の改修工事といたしましては、これまた町の中期財政計画にのっとりまして、平成28年に外部改修工事、平成29年度に内部改修工事を計画しているところでございます。

以上、答弁いたします。

### ○3番（橋本重雄君）



今説明していただきましたように、もう小学校も中学校も大変古くなっております。やはり、校舎がですね、汚いと言うと悪いですけども、荒れていると、子供たちもやはりどうしても、ちゃんとした子供が少なくなるじゃなかろうかなというふうな感じがします。私が1回経験したことなんですけれども、その学校が大変荒れているという話を事前に聞いておいたわけですけども、たまたま私たちのレクリエーションがそこであって、校舎を見たところ、それはもうすごい荒れようでした。やはり、こういう荒れた環境の中では、子供たちも素直には育たないのかなという感じを持ちましたので、今回、こういうふうな質問をしておりますが、一応、計画的な整備で、平成28年、29年、30年、31年という計画はされているようですので、もろもろの節約をして、こういう整備にも取り組んでいかなければならないというふうに思います。

したがって、こういう、要するに教育施設整備というのは結構金がかかるといいますので、財政調整基金を積むのもよろしいですけども、どちらかといえば、財政調整基金はもう、そのときそのときで支出してしまいますので、こういう教育施設については、ある程度、毎年幾らかの基金を積まれたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、どういう、その気持ちがあるかどうか、お尋ねします。

#### ○企画課長（北島 徹君）

お答えをさせていただきます。

先ほど、私、財調も必要ですが、減債基金ということを申し上げておりますが、この施設の整備、民間会社で言うと修繕の積立金みたいな形で、ぜひとも、こちらのやりくりの中で、そういうことを考えてはおります。実際に、なるだけしないと、一遍に、多分、今で言う29から、27年やったですかね、計画がなかなか、そこでもうお金を少し手持ちがないと、ずるずると次年度のほうに押し下げるといいうふうにならざるを得ないような形になると思いますので、そこは今後調整しながら、幾らかでも積み立てを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○3番（橋本重雄君）

やはり何をするにも計画的に実行しないとなかなかできませんので、そういう答弁をいただきましたので、そういう方向で進んでいただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（大川隆城君）

以上で3番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時15分まで休憩いたします。休憩。

午後2時3分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

○5番（林 眞敏君）

皆さんこんにちは。5番林でございます。私は、住民と行政のパイプと、このことを主眼に選挙戦を全うしてまいりました。この町はだれのものということを常日ごろ訴えてまいりました。本日はそれに関連して一般質問をさせていただきたいと思っております。

このたび東北関東の大震災、大変なものでございました。私ごとではございますが、私は仙台空港に約2年間、それから仙台の南東にある南小泉というところ、ここに6年間おりました。その後の6年間は航空勤務で空から仙台のまち、東北のまち、あるいは岩手のまち、このあたりを日夜飛んでおり、この地域の地形についてはもう頭の中に入り込むほど入り込んでおります。このたびこの11日のテレビにかじりついたところは、私が昔、飛んでいたところそのもので、これがこんなまちになったのかと思うと、非常にもうびっくり仰天しております。これからは最大限これらに寄与したことをしていきたいと思っております。私の質問は、偶然ではありますが、この災害に関連した質問も入っております。執行部のお答えをしっかりと読み込んでまいりたいと思っております、

では、質問に入ります。

まず第1項、住民への情報の提供についてということであります。

①広報紙は住民の知る権利に十分こたえているか。

もう1項は、2カ月に1回の発行は適正であるかということであります。

第2項め、災害危機管理について。

自主防災の基本的な考え方は。

2項め、自主防災組織の現状と展望はどうなっているか。

3項め、災害ハザードマップの認識度と精度はどうであると思うか。

大きな3項め、町政運営の基本理念について。

参加と協働の町民自治によるまちづくりについて。

2項め、町民の意識改革をどのように進めていくのか。

以上の大項目3点について、執行部のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、住民への情報の提供について執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

私のほうから、1番目の林議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

まず、広報紙の件でございますが、町広報紙につきましては、平成4年から発刊するようになりました。当初は年に4回の発刊でございましたが、それでは広報として用を足しませんでしたので、次年度より毎月発刊して、平成18年度まで続いてまいったところでございます。しかし、財政的に厳しいことから歳出削減をすることになりまして、平成19年9月号から2カ月に1回の発刊ということになっております。

広報紙にかかります費用を決算額で申し上げますと、毎月発刊しておりました平成18年度は1,654,638円、平成19年度、途中で2カ月に1回発刊するようになったときでございますが、19年度が1,280,825円、完全に2カ月に1回として以降が平成22年度933,946円、平成21年度が917,211円ということで、年間でいいますと、700千円ほどの支出減となっております。

御質問の、広報紙は住民の知る権利に十分こたえているかについてでございますが、この点につきましては、できる限り情報の発信漏れがないように努めております。広報を発刊した後に至急お知らせしなければならないようなそういった事態が発生しました場合は、回覧とか、あるいは全戸配布ということで区長様方をお願いいたしまして対応をさせていただいているところでございます。

しかし、2カ月に1回というと、掲載した記事も古くなった感が否めません。それで、財政条状況によりますけれども、できるだけ早く月に1回の発刊と、そういうふうにしていかなければならないと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

今、課長からの返答をいただきました。しかし、町報は確かに町民のニーズ、町民と行政のパイプでございます。今、町長が施政方針で述べられておりますけれども、町民と行政、これが一体となってやっていこうと、参加と協働ということもかみ合わせますと、2カ月に1回、確かに先般もがん検診ですか、小学校で先々週の土曜日ですかね、ありました。これについての町報は既に1カ月以上前に出されているわけですね。2カ月近く前に出たやつを2カ月後ぐらいに町報をまた見て、開いて、見るのも、確かに町民としてはほとんどなされないと思います。やっぱり新聞と同じように、町民が見るもの、町民が見て、それをしっかりと把握できるようなことでないと、どうしてもおくれると思います。また、それから紙の質、発行の枚数、このあたりを減らすことによって経費もかなり削減できると思います。あるいは業者の選定においてもしかり、少しずつでもやれば1カ月に1回はできるんじゃないかと思います。ちなみに現在も佐賀市は1カ月に2回出しておりますね。基山町も出しておりますね。基山町と上峰町を即比較するわけにはいきませんが、やはり町民は知る、

行政が何をしているか、行政と町民がいつも同じレベルになれば、町民としては非常に困ると思います。それが町民の町政に対する不信感になって、2カ月に1回、ああ、あのとき何があったかなというようなことでは、やはり町民と町政が一体になると町長が一生懸命言っておることと相反するような現状であるのではないかと思います。これについてお答えをお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林眞敏議員の御指摘、御質問でございますが、広報紙の隔月で今発行をしておりますけれども、これについて毎月発行が望ましいということでございます。

私も、これは住民サービスの維持拡充という点から見ても、すぐにも広報紙、毎月発行をしたいというふうに思っております。さきの議会におきましても、そういう御指摘も多々受けました。特に先ほど、林議員申されました福祉、特に医療の関係の医療行政についての御案内については、町民の皆様にとっていろんな支障があるという声も受けたこともございまして、隔月よりも毎月発行のほうが望ましいわけでございます。今後、対応を検討していかなければいけないと思っております。

何事も開かれた情報が瞬時に町民の皆さんに行き渡ることによって、信頼の回復、信頼を醸成することができると思っておりますので、なるべく早い段階で毎月の発行に切りかえさせていただきたいと思っております。その際には、議会の皆様にも御了解をいただければと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

よろしいですか。

次に進みます。災害危機管理について執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、災害危機管理について、自主防災の基本的な考え方について御答弁をいたします。

1995年に発生いたしました阪神・淡路大震災の検証によりまして、住民による自主的な防災活動こそ、非常時において最大の効果を発揮することが明らかになりまして、県、国より、各自治体に対しまして自主防災組織化を推進されているところでございます。

自主防災組織につきましても、地域住民が自主的に連携して防災活動を行うために組織化し、大災害が発生したとき、そういったものに備えるものと、そういったところで認識しているところでございます。

以上です。

**○5番（林 眞敏君）**

今、基本的な考え方をお伺いいたしました。基本的な考え方という国からの方針、国から

のそれに対する町の考え方や、若干私の持っているイメージとかなり違うものを感じました。自主防災組織というものは、たまたま私は防災士でありますので、かなり深いところまで入り込んでおります。私の知識をここで申し上げてもいたし方ないとは思いますが、自主防災というものは、確かに、間違いなく理念はそうであると思います。しかし、この考え方にはもう少し深く、一住民がどこまで、どのように、どういう、何かあったらどのように避難するかと、こういう考え方に基づいて、上からの考え方だけでなく、一住民がもし災害が起こったときにはどのように対応しなければいけないか、どのように行動しなければいけないか、そういうことをしっかりと考えた物の考え方でなければいけないと思います。ただ、国がこうである、町はこうである、住民の自治のためにこうであると、この程度の考え方では、だれでも考えられるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

#### ○総務課長（池田豪文君）

本町におきましては、昭和28年の大洪水以来、平成3年の台風には見舞われましたが、おかげさまで大災害に見舞われることなく今日まで来ております。そういった土地に恵まれていると、そういったことが上げられると思えます。

これまでの状況といいますと、災害時に区長様方に連絡網で伝達して、そして対処すると、そういった方法を現在までとっております。それで、本町におきましては、東西を流れます河川、切通川と井柳川がはらんすることによる洪水というのが一番課題でございました。それで、水害が発生したときに、水防団と地区住民で土のうを積みまして、共同で災害を防いできたと、そういう経緯がございます。しかしながら、平成17年3月に福岡県西方沖地震が発生し、また、今回、東北地方の太平洋沖地震、そういったものを勘案しますと、ぜひとも各地区におきまして自主防災組織が必要であると認識しております。そのためには私ども行政が啓蒙する必要がありますので、そういった啓蒙を今後図って、早急に自主防災組織をつくっていただきたい、そのように考える次第でございます。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

自主防災組織というものは、確かに過去の災害、これを受けたところ、あるいは災害に余り見舞われていないところ、これによってかなりの差はあるとは思いますが。私の聞き及んでいるところによりますと、上峰町は確かに災害の頻度はよその地区に比べて少ないかもしれませんが、それが逆に大きなマイナス要因になっているんじゃないかと思えます。災害がないからつくらなくていい、あるいは何か起きたら、目達原駐屯地がすぐ隣にあるよと、目達原駐屯地から支援に来ていただけるよというような考え方も、あるいは住民の方々にもあるかもわかりません。これはひとえに、やはり災害が少なかったからというものではないかと思えます。

今、世の中は確かにこの防災についてはしっかりした考え方を持って取り組むようになってきております。この災害ボランティアも当然社会福祉協議会にも県のボランティアとして何名かいらっしゃいます。こういう人たちを活用して、それで行動を起こす、基準をつくる、考え方を練る、そういう時代に来ているんじゃないかと思えますけれども、たまたま私ども防災士も上峰町に6名おります。これ皆さん全部ボランティアであります。こういう人たちを交えて、いま一度この自主防災についてのしっかりした考え方を練っていかなければいけない時期に来ているのではないかと思えますけれども、これらについて、あるいは民の力を必要としているか、あるいはあくまでも行政の力だけでこれをつくっていかうとしているのか、あるいはそのあたりの基本的な考え方について、いま一度お願いしたいと思えます。

#### ○町長（武廣勇平君）

5番林議員の御質問でございます。

けさ方、ニュース見ておりました。この3月11日の震災を受けて取り残された、いわゆる要援護者の方々が逃げおくれたという話も出ておりました。一刻も早い自主防災組織の設立が私も必要だと思っております、林議員、今し方、防災士の資格をお持ちだということを知りましたけれども、協働の時代です。協働の時代だからこそ、そうした専門的な研修も受けられた防災士の皆様方のお力をかりながら、今後、自主防災組織の設立に向けて、町としても努力していきたいと思っております。

また、ちなみに上峰町においても、安全な町だということで、先ほど御発言ございましたけれども、佐賀県の災害指定地域にかかっている部分もございますし、いついかなるときも予断を許さない、大雨が降れば土砂災害等も予測されるわけでありまして、こうした有事に備えて、私どもも注力をしていかなければいけないという思いを新たにされたわけでございますので、ボランティアの皆様方、そして防災士の皆様方にもお力をかりることになろうと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私のお答えとさせていただきます。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

そしたら、次に参ります。災害ハザードマップの認識度と精度はどうであると思うか。

（発言する者あり）失礼しました。自主防災組織の現状と展望はどうなっているかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（池田豪文君）

先ほど御答弁しました点と重複するかもわかりませんが、本町における自主防災組織と申し上げますと、まだ課題であると、そう言わざるを得ないのが現状でございます。

平成23年度におきまして、区長会の折に、自主防災組織とはどんなものかというのを紹介いたし、また、先進地視察を行いまして、各地区で組織化に向けて取り組んでいきたいと、

そういうことを考えております。その際には、町内に防災士の資格を持つ方が6名いらっしゃいます。その方々にも御支援、御協力を賜って、組織化に向けて取り組んでいきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

総務課長からありがたい発言をいただきました。これから自主防災組織をつくっていくということで、町のほうも防災についての考え方をしっかり持っていただけたらと思います。

なお、5月22日、佐賀県の防災訓練が佐賀県東部であります。当然、上峰も一つの組織体として参加をするようになると思います。そのときを一つの防災に対するチャンスだと思っていただけたらと思います。当然、自主防災組織というものはそう簡単にはできるものではないと思います。全町挙げて防災組織をつくるなんていうのは、そう簡単ではないと思います。恐らくどこかの地域を一つのひな形としてつくっていただいて、そして、それを拡充して、そのひな形を充実させるというのが一番望ましい姿でないかと思います。一挙に区内の人口が多いところをまとめてやろうとしても、これは大変です。やはり一つの区長が掌握できる範囲の地域が適切でないかと思いますが、どういう各区長を集めて話をしてやっていく、どのようにやろうと思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

#### ○総務課長（池田豪文君）

区長例会が毎月あっております。それで、4月に新任の区長さんが今度は多数かわられる予定になっております。それで、まず区長様方に、県等の機関から資料を借りまして、DVDとか、そういったものをお見せして、自主防災組織というのはどういうものかというのをまず啓蒙したいと、そのように考えるところです。それともう1つは、その後、先進地がありますので、そういった先進地を視察して、実態的にどういう取り組みをおのおのでされているかと、そういったところを見聞を広めていただきたい。それで、23年度内に、議員おっしゃいますように、すべての地区でそれができるかというのは何とも言えませんが、なるべく多くつくれるように私どもも努力してまいりたいと、そのように思うところでございます。

それと、平成21年度におきまして、要援護者の皆さん方の希望調査を行いまして、今年の4月から登録者につきまして、区長さん並びに民生委員さん方に資料をお配りしているところでございます。多い地区におきましては数十名になりますので、それを、例えば、区長様とか、あるいは民生委員さんがお一人お一人で避難所に連れていくと、そういったことは不可能でございますので、絶対にそういう組織化というのは必要不可欠なところでございます。それで、今後そういったものの組織化に向けまして努力してまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

今、せっかくすばらしい言葉を総務課長から発していただきました。要援護者、この言葉についてですけれども、先般、私のところの区にも回ってまいりました。回覧でありました。要援護者、書いてくださいと。いろいろ問題あるので、書かない人もいる、書いた人もいる。これを町は恐らく把握をされているんだと思います。これでは果たして要援護者として皆さんの考え方が一致するものだと思いますかね。私はそうは思いません。このときコピーをとりましたけれども、書く人もいる、書かない人もいる、これじゃ、自由勝手じゃないかと。私は要援護者じゃありませんよと言いたい人もいます。しかし、町はやはり要援護者というのは、いろいろ個人情報等あっても、何かあったときには助けなければいけない人です。個人情報が大切だから書かなかった、その人は、極端に言ったら、避難はもうできない、そういうような、この間、回ってきたこの紙一枚の回覧ではそういう状況でありました。これではあなたの勝手です、あなたは要援護者と思っておられません、私は要援護者とは思っておりません。これでは町民の自由に任せて、要援護者だと思いますか。

私は、昨年秋、佐賀市の行った要援護者避難訓練に参加をしてまいりました。これは高木瀬であったわけなんですけれども。これはやはり高木瀬の町が真剣になって佐賀市と一緒に取り組んで、さらにその中には防災士も参加しておりました。防災士のリーダーがその中に入って、要援護者の避難訓練、参加してきました。私も一防災士として、オブザーバーとしてではありますけれども、高木瀬の町民と避難訓練に参加しました。

この際、やはり避難訓練を受ける、避難訓練をする、避難訓練とはどういう人だと、要援護者とはどういう人だというのをもう一度把握されたほうがいいと思いますけれども、先般出された、確かにあのときの要援護者で登録された以外、ほかに要援護者として把握されている方がおられますか。これについて、あのときの回覧板のいきさつと、それから、その後の結果がどのように要援護者を把握するのに利用されているかについて、お伺いしたいと思います。

#### ○総務課長（池田豪文君）

要援護者の把握につきましては、福祉課と総務課で連携して行っておりまして、福祉課のほうから主体的にその希望調査を行っております。

議員御指摘の点につきましては、希望というのがいけない、こちらのほうで要援護者というのはきちんと決めなきゃいけないんじゃないかと、そういう御指摘だろうと思います。ただ、こちらのほうとしましても、本人さんの意思というのも非常に大切なものでございます。だから、では、要援護者というのはどういう部分で、どういう基準で行うかと、そういうのは非常にそういう決まりというのはなかなかございませんので、こちらのほうでもまずは希望調査を行って、そして、当初の段階から見ますと、50人ほどふえておりまして、増加した部分につきましては、毎回、区長会の際に、区長さんに、あるいは民生委員さんにファイル渡して、また、位置図とかも渡して、この方はこの場所にいらっしゃる、そういったこと



で御提示、御提供しているところでございます。2月28日現在で212名の方が登録をされている状況でございます。

以上です。

#### ○福祉課長（岡 義行君）

今、総務課長のほうから要援護者の状況について説明ありましたが、一応要援護者につきましては、各地区に今民生委員さん全部で21名いらっしゃいますけれども、そういう方々が各独居老人の方、あるいは高齢世帯の方等を回っておられますので、その折にそういうふうな登録制度のことを説明してもらい、随時登録させてもらっております。今現在が、さっきありますとおり212名で、一番多いところで30名、少ないところはゼロということになっております。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

今、人員の細部まで伺いました。要援護者というのは、個人情報だからだめだという、そういう問題ではないと思います。やはり行政がしっかりいや応なく把握するものだと思っております。いや、私は助けてもらいたくないから登録しないよという人は一人もいないと思います。もし、何かあって、その方が不幸に見舞われたら、これは行政の責任になります。個人情報の責任ではありません。行政の責任に必ずなります。それは個人情報だから嫌だというのは、それは行政のする仕事ではないと思っております。やはり要援護者、何かあったときの責任は、これは100%行政が負わなければいけません。個人情報だから、あなたは助けませんでしたという、これは理由にならないと思いますので、このあたりはやはりもうちょっと深く、人の生命、財産はこれは何よりもとうといものです。このあたりは個人情報とちょっと勘違いを、もちろん要援護者の方も勘違いを、あるいは触れられたくない、そういうものあるかもわかりませんが、それは個人情報とか、行政の人を助けるものは、全く違うと思います。そのあたりをもう少し深く、人の命は個人情報じゃないんだということをお願いしたいと思っております。

それと、もう1つ、要援護者というのは、今、福祉課長も、総務課長も言うておられますけれども、身体障害、高齢、そういうものだけではないと思っております。私は。上峰町には日本語がしゃべれない外国人、これも必ず要援護者です。先般、上峰町には在日の外国人が43名いらっしゃると伺いました。この方でももちろん日本語もべらべら、日本の風習、日本の生活になれておられる方は当然いいかもわかりません。しかし、日本語がやっぱりちょっとまだできない、日本の風習がわからない、災害が起きたときにはどうする。阪神・淡路大震災のときありましたね。在日外国人の方がどうしようもなくなったという方。この方は絶対要援護者だと思います。

たまたま私は、こういう「地震に自信を」ということで、これは英語、韓国語、中国語、

ポルトガル語、これでなされた、もし、何かが起こったときはどうするかというのを、4カ国語それぞれにあります。これも一つの大きな地震に対する自信、これも当然要援護者だと思います。また、今、課長が言っておられるのは、確かにこちらのほうではないかと思えます。要援護者に対する理解度がですね。当然、この方は障害を持った方が要援護者である。これとこれが両方が要援護者であるという認識を持っていただけたらと思います。

これについて、当然、在日外国人の方も要援護者であるという考え方で掌握をしていただけたらと思います。

#### ○総務課長（池田豪文君）

行政のほうでプライバシーとか、そういったもので受け付けないとか、そういったことは毛頭ございません。それで、例えば区長様方とか、あるいは民生委員さん方にそういう情報というのは当然提供すべきものですので、住所とか、お名前、それと位置図、それと電話番号——電話番号といいますのは、その方の、例えば身内の方の連絡先とか、そういったものについては情報提供当然しております。だから、御本人がそういったプライバシーを公にされるのが嫌だと、そういう自意識的なもので要援護者に希望をされていないのであれば、それは私どものほうからまた努力していきたいと思いますが、行政側でそういったものを閉鎖しているというか、そういったことはございませんので、念のためにつけ加えさせていただきますと思います。

それと、あと在日の方の件でございますが、そういった例えば、日本語がおわかりにならない方がいらっしゃるとすれば、そういった点は私たちも工夫をしていかなきゃいけないかなと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

では、次に進みます。災害ハザードマップの認識度と精度はどうであるかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、平成21年度に各地区の掲示板、並びに各家庭への配布用として作成をいたしております。21年の12月に配布いたしました。その目的といたしましては、住民の皆様方へ大水害が発生した場合の浸水想定区域と避難場所について、そういうことを周知する点にございました。住民各位の認識度は推測できませんけれども、マップをごらんになっていただいたことによりまして、従前より認識は深まっていたものと思っております。

このマップにつきましては、国土交通省筑後川河川事務所等の資料を引用して作成してお

りますが、地図の描写といったものについてはイラスト的でありますので、詳細な表示まではできていないと、そのように思っております。しかし、自分のお住まいされている場所は大水害時にどのような状況になるおそれがあるかと、そういったものには推しはかる効果があると、そのように認識しているところでございます。

以上です。

#### ○5番（林 真敏君）

私も持っております。これが上峰町のハザードマップですね。例えば有明海の堤防、これがございますけれども、これは有明海の最大の満水時5メートル、これを想定して堤防はつくられたものですね。今回、必ずしも有明海に津波が来るかどうかはわかりませんが、今回の大災害を見ると、5メートルの堤防なんか全く役に立っていませんですね。当然、三陸沖は8メートルぐらいの基準でもってつくられております。そんなのも糸のごとく津波は押し寄せて壊しております。このハザードマップは多分そうであると思っておりますけれども、有明海の堤防が5メートルでもし決壊したときに、どこまで浸水するだろうかというのが多分基準であると思っております。私もそのように認識しております。大体江見線まで水が来るだろうということをこれは認識をしております。それに沿ってつくられたものであると思っておりますけれども、果たしてこの防災ハザードマップは住んでおられる一住民の方がこれ使えるだろうかと。何となくそれは県か、どこかの指導があつて、つくれと言われたからつくったんだという、そのぐらいにしか私は見えませんですね、これは。どこか小学生の絵と言つては失礼ですが、これでもって上峰町の町民が災害あつたとき避難してください、あなたは避難、ここですよ。これを見るものとしては、とても思えません。残念ながら。

私は、いつも佐賀、佐賀と言いますが、佐賀でもハザードマップをつくっております。どういうものかと申し上げますと、佐賀では、上、中、下と3つあります。これただ一部の地域ですけれども、これは洪水用だけでありますけれども、どの程度の雨がどこに降れば、あなたはどこに行くんですよと、あなたの住みかはどこでございまして、だから、どこにどのような経路等でどう行きなさいという、そのぐらいのことまで市民の方に啓蒙されております。これはそれぞれ地域ごとのものでございますけれども、町民がこれを利用するんです。行政が配る、ハザードマップは配ったよというものではない、町民がこれを利用するものだということで、いま一度、私はこのハザードマップでは町民は何をする。これは本当全く役に立つものとは思っておりません。

例えば、私は井手口に住んでおります。井手口であれば、井手口だけでも対応できる、井手口にもし災害来たら、井手口の人はどこに行くんだ、どうするんだというところまできめ細かいハザードマップをつくっていただきたいと思っております。これがやはり町民の安心・安全を預かる行政のやることと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○総務課長（池田豪文君）

佐賀市のすばらしいものを拝見いたしまして、私どもも工夫をしていかなきゃいけないと、そのように感じるところでございます。ただ、先般お示ししましたハザードマップといえますのは、水害についてですね。大雨が降りまして、そして筑後川の堤防が決壊したと、そういったときの想定をして、どれぐらいの浸水区域が来るかと、そういったものをあらわしたものでございます。それで、今回、大地震による津波と、そういったことも発生して受けとめていますが、議員御指摘の有明海の堤防、そういったものが決壊する、そういったものについて、また、今後、私どものレベルじゃなくて、国土交通省並びに佐賀県等で精査いただきまして、どういうシミュレーションをされるかというのは今後検討されるものと思っております。本町がそういったことをする技術力も持っておりませんので、それは国、県のほうでしていただけるものと思っております。

それと、もう1点は、佐賀市は、御存じのとおり1市6町1村が合併しまして、大きな自治体となっております。それで、面積が431平方キロでございます。上峰町というのは12平方キロということで、非常に狭い範囲でございますので、人口の入れかわりというのは確かにあると思いますけれども、皆さん方がある程度の公共施設は御存じであると、そういう認識のものにこういったものを作成させていただいているということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

ぜひともより住民に役に立つハザードマップをつくっていただきたいと思います。

これはハザードマップとはちょっと観点が違いますけれども、上峰町において災害が起こった場合、当然、行政の力には限界があります。これから、これは提案でございますけれども、もし何かあった場合には、復旧するには行政と、あるいは建設会社なり、給水とか、食事であれば、行政とセブンイレブンとか、あるいはその組織体もありますけれども、こういうところと協定を結んで、何かあったときにはお互いに相助けてくださいよというようなことまで、そこまで踏み込んでいただけたらなと思います。これは当然、全国の中でももう既にできているところもありますね。こういうところまで、やはり人の命、とにかく人の命は大切だ、人をどうするかということまでやっていただけたらなと。これは今すぐ申し上げても物事には順番があると思いますので、できないでしょうけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

#### ○総務課長（池田豪文君）

災害時の建設事業関係、復旧事業関係につきましては、上峰町の建設業協会のほうと提携を結ばせていただいております。それと、物資の協力についてでございますが、この件につきましては、セブンイレブン並びにイオン九州株式会社のほうと提携を結ばせていただいておりますので、非常時には御協力いただくものと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

それでは、次の質問に参ります。町政運営の基本理念について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員の町政運営の基本理念についてということで、参加、協働、町民自治についてということでございます。施政方針に参加、協働、町民自治へということで私が述べておりましたことについての御質問だろうと思っておりますが、いま一度、先ほどほかの議員さんからも御指摘ございましたけれども、協働について考える部分を申し述べさせていただきます。施政方針と重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

協働ということで、この財政状況が悪くなったからということよりも、私は先ほど申しましたように、町政運営に当たって、町民の皆さんとの意見交換、そして対話の中で、ある意味、説得、そして了解というものが必要だと。そういうかかわりの中で出し切り感といいますか、ここまではできますが、これ以上はできませんと。出し切り感を醸成する必要があるんじゃないかと思っております。町民の皆さんはいろんな意見をお持ちでありまして、しかしながら、それが実現できるものと、できないものというものがございます。それはやっぱり互いにコミュニケーションを図ることで、できることとできないことというものの峻別がついてくるだろうと思っております。出し切り感の醸成のためにも、町民の皆様にご意見を忌憚なく言っていただける場の提供、そして、もっと言えば、それなら私たちの地域でこうしたことをやろうじゃないかというような展開になるきっかけをつくる必要があるというふうに思っております。

井手口にお住まいの林議員でございますが、井手口地区の町民の皆さんもいろんな思いを持っておられまして、それなら、おいどんで道でもつくってみるかというようなお話をいただいたこともありますし、駐車場をやってみろかという声をいただいたこともあります。そうしたそれぞれの皆さんの思いを真摯に受けとめながら、協力できるものは協力して、私どももできる範囲で協力できることをやっていきたいという思いでおりますので、こうした協働の必要性について常々、就任当初から申し上げてまいりました。これからもそういう町民の皆さんの御意見を賜る場の設置、また、ボランティア団体等の協力を得まして、議員にも、先ほどの防災士でございますけれども、防災士の資格をお持ちの防災士の皆さんに御協力を賜りまして、自主防災組織の設立等も考えていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導、御指摘、御鞭撻のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

町長の施政方針演説、しっかりと見させていただいております。町民と行政が学び合う機

会、町民が主役の自治体運営の基本ルールということを見させていただきました。これも今、始まったばかりかも知れません。しかしながら、私たち町民は町民のための町政だと、このように理解をしております。ぜひともこれは考え方、理念だけでなく、理念を実行に移す場としてとらえていただきたいと思います。

行政は行政として幾らハッパをかけても、町民がそれに対して一切の反応を示していなければ、これは笛吹けど踊らずということになりかねません。町民にしっかりとまずはキャッチボールをすること、投げさせていただきたいと思います。行政のほうで幾らハッパかけても踊らない町民であっては、これは何にもなりません。

ちなみにまた、参考文献でもって、ちょっと読ませていただきますと、佐賀市の参加と協働を進める指針というのが出ております。参加と協働、今やこの考えなくして、私たちが暮らしやすいまちづくりを行うことはできない時代を迎えています。しかし、残念なことです。ただ、逆転の発想を考えれば、この考え方をいち早く学んで、しっかりと取り入れていけば、それだけ今より確実によいまちづくりが進んでいくということでもあります。

そこで、参加と協働のまちづくりを取り組んでいくためのよりどころとして、これは一つの指針でありますけれども、こういうものをつくられています。中にはそのための方策、どうしたらいいか、ノウハウ、これまで出てきております。ぜひ町長が方針で述べられておるとおり、町民と行政がしっかりとタイアップして、車の両輪、どちらが上、行政が上、行政が主導、町民は受けるというのではなくて、町民と行政が車の両輪、両方が同じ立場に立って、ぜひともこれからの町政を取り組んでいっていただきたいと思います。

**○議長（大川隆城君）**

答弁は要りませんか。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林議員の御指摘でございますが、その冊子は一般質問前にちらっとテーブルの上にありましたけれども、林議員は見せていただけませんでした。ぜひそうしたものがあると、町民の皆さんに協働というものを進めるきっかけになると思いますし、それ行政が発行されているのかどうか、私、存じませんが、そういう呼びかけをまず行うことから始めるのも一つの方法かと、今、お話をお聞きしながら思った次第でございますので、後日、御指導、御指摘をいただきたいというふうに改めて思うところでございます。

私は、先ほどから何度も申し上げておりますが、施政方針でも述べましたとおり、なかなか協働という言葉だけ踊り、なかなか実現ができておりませんが、ある種、今後、町民の皆さんにまちづくり協議会みたいな形で御参集いただくことと、また、町民の皆さんに町政報告を行うことをきっかけにして、協働の取り組みを促進していければと考えているところでございます。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

町の考え方は十分理解させていただきました。ぜひとも町民と行政が一体となったまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。これをもって2項めの町民の意識改革をどのように進めていくかということについても理解させていただきましたので、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で5番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3時20分まで休憩いたします。休憩。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。2番寺崎太彦君。

○2番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。私は今回、町議選で行財政改革等を訴えまして議席を与えていただきました。これから町民のために、町民目線での議員活動をしていきたいと思っております。

まず最初に、東日本大震災での災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは一般質問をいたしますが、初めてですが、よろしく願いいたします。

まず、通告書に沿って大きく3つ、まず最初に行財政改革について、行財政効率化の状況は、次に、住民サービスの維持は。2番目に健康増進について、検診状況は、次に、受診に対する推進策は、次に、子宮頸がんワクチン接種の状況は。3つ目に安全安心な町づくりについて、消火栓ボックスの設置状況は、次に、小中学校への雨天時の車での送迎状況は、次に、AEDの設置状況は。

以上のことを質問したいと思います。多々質問内容等が重なっておりますが、そこら辺はかみ砕いて、よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは私のほうから、行財政効率化の状況につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、行政の効率化を申し上げますと、昨年来検討してまいりました機構改革による課の再編がございます。スリム化することによりまして職員数を抑えることができ、財政面での人件費の抑制に大変つながっているものでございます。また、それと同時に各課の所掌事務を精査しまして、課の再編とあわせまして事務の見直しなどを図ったところでございます。これは数字にはあわせないんですが、目に見えないところで今後効果が上がっていくものと、そのように思っているところでございます。

次に、財政面でございますが、効率化の例といたしまして、各課で同様な委託業務がある場合に、あわせて入札を行う。道路や側溝工事で数カ所分を一括して入札を行うと。また、先ほど企画課長のほうからも申し上げましたが、水道料金の体系の見直し、それに処理施設の一括入札等、そういったことによりまして軽減を図っているところでございます。

それと、前述しましたように、機構改革による課の再編を行うことによりまして、人件費の面で財政的に効果をもたらしております。ちょっと触れますと、現有人員が72名でございます。それで、今年度中に定年退職する者が3名、そうしますと、23年3月末におきましては69名となります。それで、2名今度新規採用する予定をしておりますので、平成23年度4月の時点では71名という状況でございます。

ただ、皆様方も御承知のとおり、出向者、例えば鳥栖地区広域市町村圏組合に2名、それと後期高齢者医療広域連合に1名、それと鳥栖・三養基西部環境施設組合、これはごみ処理場ですが、1名、それと佐賀県税事務所に1名ということで、合計5名出向者がおります。それを引きますと、67名という体制が今でございますが、66名という体制になります。今の状況で8課のままでいきますと、町長も先ほど申し上げましたように、現在、税務課の評価係、それに住民課の環境係、建設課の建設係では1名で業務を行っている状況でございます。その者たちが例えば病気で入院したりしますと、その係が業務ができないと、そういうような状況でございますので、今までは何とか業務をやってきていたわけでございますが、今後、非常に不安がある。そういうような状況でございましたので、課の統廃合をすることによりまして、係1名体制というのをなくすようにすると、そういったことをしております。

それで、ここに3名配置をしますと、3名の増加が必要でございます。それと、3人が今度退職するわけでございますので、2名入れましても現有勢力には1名足りない。そういうことで、都合4名は必要とするわけでございますが、現在の機構改革を行うことによりまして、そういったものも解消されますので、例えば、4名分の新採を雇うとなりますと、3,000千円の4名としましても12,000千円程度かかる。そういうものは今回の課の再編をすることによりまして軽減を図って、歳出減を図ることができると、そういったことでございます。

今後とも、行政全般にわたりまして検討を加えまして、効率化に努めていく所存でございます。



以上です。

○2番（寺崎太彦君）

ありがとうございます。先ほど説明にあった中で、行政改革の中で、来年度71名と人数が減って、今現在、教育課で2人病欠者がいるということで、ますます一人一人の負担がふえるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○総務課長（池田豪文君）

今御指摘のとおりでございます。よく御存じのとおり、教育課のほうでは課長が1月に退職しまして、1名病気で休職している状況でございますので、今、2名の職員で行っていると。臨時は1人雇っているわけでございますが、そういう状況でございますので、そういったものを、今度4月、機構改革しました折におきましては解消していきたいと、そのように考える次第でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

ありがとうございました。人数が少ないと、なかなか厳しいと思いますけど、できるだけ町民のために頑張ってくださいようお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

住民サービスの維持はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

引き続きまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

住民サービスと申し上げましても多岐にわたりますし、住民の皆様方の視線というのはさまざまだと思います。ただ、厳しい財政事情でありましても、住民サービスについてできる限り堅持していくように努力をしております。

1つの例を申し上げますと、長年運行しております通学福祉バス、それに乳幼児医療の助成につきましては、町単独で就学前の児童の通院については助成を行っております。また、重度障害者の福祉タクシー利用料金助成については、21年10月より再開をした状況でございます。また、社会福祉協議会の高齢者配食サービスに対しての補助も行っておりますが、この件については、正月の期間を除いて毎日2食のサービスが提供されていると。これは、近隣町村にはない充実したものでございます。

本町におきましても、例えば施設管理とかそういったものにつきましては、区のほうにお願いして減額をさせていただいている、そういったこともございますが、できるだけこういった施策につきましては堅持していきたいと、そのような努力を払っているところでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

行政改革を進めていくには町民一人一人の協力が必要だと思いますけど、なるべく住民サービスへの影響を最小限になるよう考慮してやっていただきたいと思います。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

健康増進について、執行部の答弁を求めます。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

それでは、私のほうから健康増進につきましてという形で、検診状況はにつきまして、まず御答弁いたしたいというふうに思います。

まず、医療保険者が40歳から74歳までの加入者を対象として、毎年、計画的に内脂肪型肥満に着目した健康診査を行うように定めた法律というのがございまして、これは高齢者の医療の確保に関する法律というのがあります。その中で、第20条に基づきまして特定健診というのをやっておるところでございまして、あわせて、健診を受けたら、それを引き続いて法第24条において、特定健診の結果によって、健康保持に努める必要がある方に対するという形での保健指導をなさという項目がございまして、それにつきまして、平成20年度から特定健診並びに特定保健指導の両輪において、地域の皆様の健康保持に努めているところでございます。

健診に係る状況といたしましては、この発足当時、平成20年度なんですけれども、幸いにして佐賀県ナンバーワンの52.9%と非常に高い受診率を示している上峰町であったんですけれども、佐賀県の平均がそのときに32.6%という形で、実に20%ぐらい県平均を上回った受診率を誇っているところでございます。また、特定保健指導もその当時、佐賀県29.4%が保健指導の率だったんですけれども、平成20年度はそれをはるかに上回る88%という非常に高い保健指導の実績も誇っておりました。同じく21年度は50.7%、保健指導は92.7%という形で、健診結果に基づく保健指導は、地域の皆さんの理解を得て保健師等が頑張っているところでございます。

今年度は、まだ受診率というのは決まっておられませんけれども、45%の受診率を今のところ保持している状況でございます。あと、健康の保持に結びつける保健指導につきましては、90%台を確保しようという形で、まだ年度途中ではございますけれども、それに向けて頑張っている次第でございます。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

佐賀県の中でも高い受診率を誇って、大変優秀だと思います。でも、約半分の方が受診していないというか、個人で直接病院で健診している方もおられると思いますけど、受診できなかった理由とかはどういうことが考えられますでしょうか。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

受診しなかった理由というのはさまざま考えられると思います。実数を申し上げますと、平成20年度、対象者が1,210人ほど、それで、受診者が644名、21年度が1,229名、受診者が623名という形になってはいますけれどもですね。

その理由といたしましては恐らく、上峰町は幸いにして医療機関が非常に多うございます。それで、日常的にすぐ医療機関にかかっているという意識がございまして、それが私はもう健康なんだという意識に基づかれていますんじゃないかなというふうに思っております。

どっちにしたって、医療費が高いところはこういう形で、上峰町は非常に独特な形ですけども、受診率も多いんですけども、医療費も高いという形で、これはひいては健診をやっているから、それぞれのところで自分の体の欠陥がわかって、それが医療費に結びつくということで、ひいては、長い目で見ると体の健康保持という形で大きな病気にかからないという利点があるかというふうに思いますけれども、それはどちらのほうがよろしいかというのは個人さんたちの考えですけども。

それで、受診率が50%の方があとかかっていないという端的な理由といたしましては、多分、医療機関にかかる機会が日々あるんじゃないかなということ考えておるところです。その方々を健診のほうに回すという努力は今後も続けていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

受診をされない理由はいろいろあると思いますけど、受診率の向上を図って、病気の早期発見や早期治療がなされれば医療費が低減されると思いますけど、よろしく願いいたします。

## ○議長（大川隆城君）

受診に対する推進策については、執行部の答弁を求めます。

## ○健康増進課長（川原源弘君）

それでは、2番目の受診に対する推進策という形で、先ほどの質問と同じようなことに類するかというふうに思いますけれども、特定健診などの実施日に係る周知啓蒙につきましては、健康保持に係るまず第一歩という意識のことから、広報紙の4・5月号において、当該年度の日程を保存版として、要するに、カラー刷りのほうで添付して皆様方にお配りしているところでございます。

内容といたしましては、受診しやすいように、土曜日も含めた4日間の日程において各種検診、それと各種検診に係る費用などを御案内して、特にがん検診につきましては、年度内2回の土曜日を含んだところでのがん検診を実施しているところでございまして、皆様にとっては受診しやすいような曜日の設定という形で啓蒙を促しているところでございます。

特に国保加入者各位におきましては、特定健診の日程案内を広報紙記載はもとより、国保

加入者全員に、健診に係る案内と同時に受診票をあわせ持って郵送して、漏れがないように対処しているところでございます。また、がん検診はすべての医療保険の方も受診できます関係上、それもあと広報とか、全戸の回覧方式でくまなく周知啓蒙を図っているところでございます。

また、受診者を次回の健診へと導く作業も重要であると思います。先ほどの話と同様ですが、けれども、あと未受診者に関しても、保健師、看護師、栄養士等々連れ添って、戸別訪問にてそれぞれの生活習慣病への関心に係る保健指導という形で、時間を惜しまず未受診者の家庭への訪問というのをただいま実施して、次年度の健診への結びつけという形で強化を図っているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（寺崎太彦君）

ありがとうございます。町民すべてが健康で過ごせるように、これからも頑張ってくださいと思います。

## ○議長（大川隆城君）

子宮頸がんワクチン接種の状況について、執行部の答弁を求めます。

## ○健康増進課長（川原源弘君）

3番目の、子宮頸がんワクチン接種の状況はという御質問に入らせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンが任意の予防接種という形で、今年度から県への資金造成という形で国のほうから設立され、佐賀県の基金という形で交付され、実施されているところでございます。鳥栖・三養基地区といたしましては、これを平成23年1月20日から実施しております。各種検診についての案内は、それぞれの対象者全員に郵送にて御案内差し上げています。

子宮頸がん予防ワクチンについては、筋肉注射ですので、中学生たちが部活の後、ちょっと熱が出たとかいう例があるという情報を得ておりましたので、私ども保護者説明会という形で、町民センターで子宮頸がん予防ワクチンに関しましての説明会を実施したところでございます。

あと、接種状況といたしましては、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生までを対象とした子宮頸がん予防ワクチンの接種者、1月20日時点ですけれども、対象者199名のうち、延べ54名の方が現在までに受けられています。

そして2番、ヒブワクチンなんですけれども、1歳児から4歳児までを対象としたものなんですけれども、それと小児用肺炎球菌、これも対象者はゼロ歳から4歳までという形で、ともに529名、ヒブワクチンにつきましては延べ127名、それと小児用肺炎球菌146名の方が先週まで接種されています。

今、ちょっと話題になっていますけれども、これに対しての死亡事例があるという形で情

報が入っております。3月4日付で最初の情報が入ったんですけれども、これで小児用肺炎球菌ワクチン等の接種後に死亡事例という形で報告されております。これにつきましては、まだ因果関係の詳細な評価が行われている最中でございますので、接種の一時的見合わせという措置が現在とられております。

これにつきましては、当初、私ども4日の日、ファクスで連絡があったんですけれども、一時的見合わせという形で、長くは続かないんじゃないかなというふうに思っておりましたんですけれども、いまだ一時的見合わせというのが継続中でございますので、これを受けて、先週末だったんですけれども、これの周知啓蒙を図ろうという形で、全戸回覧という方法で、これの概要の周知を回覧方式で回したところでございます。

また一方、子宮頸がんワクチンにつきましては、供給量の不足という情報も入っておりますので、これにつきましては厚生労働省のほうについて、もう少し円滑な実施について、ただいま検討、調整中ということの連絡を受けておりますので、できるだけ供給を円滑に回すようという形で、厚生労働省のほうで今頑張っているという情報を得ているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（寺崎太彦君）

先ほど答弁の中にありました、子宮頸がんワクチンが助成の拡大で在庫が少なくなってきた、7月、8月ごろにならないとまた出てこないとか自分も聞いております。その中で、子宮頸がんは高校1年生までが対象となっておりますが、そこら辺のほうはどうなりますか。

## ○健康増進課長（川原源弘君）

御指摘のとおりでございます。現在のところ、高校1年生までを対象にしているという形で、品薄のために接種を受けられなかった高校1年生というのが当然出てこようかというふうに思います。その方につきましては、こういう状況の中における高校1年生という形ですので、それを2年生になってもその方は受けられるという措置で現在調整中という形でございますので、それについての補助も、厚生労働省のほうもそれに向けて調整中であるという形で、私どもも高校2年生までの措置がなされようという形で、それに期待して、それと同等の足並みをそろえていきたいというふうに思っています。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

ワクチンは有効性や安全性を確認しておりますけど、リスクは100%確実には排除できないと思いますので、小児用肺炎球菌ワクチンやヒブワクチン等の接種は慎重に行ってください、子宮頸がんは予防可能ながんとなりつつありますので、予防を成功させるために、正確な知識を中高生の段階から身につけるように、周知徹底をよろしくお願いいたします。

## ○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。

それでは、次に進みます。安全安心な町づくりについて、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

消火栓は、佐賀東部工業団地内にある4基分を含めまして、町内に118カ所ございます。町内に設置している消火栓及び消火栓ボックスの大半につきましては、佐賀東部水道企業団による上水道の事業とあわせまして、昭和60年ごろから整備してきたものでございます。昨年4月に町内全地区を点検しましたところ、消火栓ボックスがないところや基礎部分がぐらついているものがありましたので、6月議会で補正予算を上程いたしまして、議決いただき施行したところでございます。よって、消火栓ボックスにつきましては、町内114基の消火栓すべてに配置をしたところでございます。

また、消火栓の位置を地図に落としまして、その地図を消防団各部にお渡ししまして、西消防署の台帳とも突合して整合性を持たせたところでございます。各地区の消防団には随時消火栓の点検をいただいております。それと同時に、地区の方々に取り扱いの指導等をしていただきまして、大変感謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

消火栓の位置が118カ所で、消火栓ボックスが114カ所、あと、ボックスがないところは4カ所ということで、消火栓と消火栓ボックスは2つでセットと思いますので、なるべく早急にボックスも消火栓のところに設置されるよう、よろしく願いいたします。

それと、消火栓ボックスの中にホースが3本入っております。中にはかなり老朽化して、水漏れするようなホースが多々あるようですが、そこら辺はどうでしょうか。

**○総務課長（池田豪文君）**

まず、4カ所分につきまして申し上げたいと思います。

先ほど、118基あるということで申し上げましたが、佐賀東部工業団地内に4カ所ございまして、その4カ所の消火栓については消火栓ボックスを設置しておりません。と申しますのは、町道のところに消火栓がございまして、その施設まではかなり遠いものですから、今、議員御指摘の3本で60メートルになろうかと思えますけど、それでは延長が足りないと思いますので、それは消防車が来たときに消防車を接続させまして、そして揚げていただくと、そういう方法しかとれないだろうと。それと、あとブリヂストン佐賀工場におきましては、自社のほうでそういうのを備えたりされていますので、そういったところで初期消火はされると。それで対応していただくということで、本町におきまして、工業団地内の4カ所につきましては、現在のところ消火栓ボックスを設置していない理由でございます。

それと、古くなったものがあるということで御指摘ですけれども、そういったものについ

ては、各地区の消防団のほうで点検をしていただきまして、そして申し出ていただきまして、一遍にするということはなかなか難しいと思います。しかし、順次更新を図っていくような努力をしていかなきゃいけないと、そういうふうを考える次第でございます。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

火災になったら119番と広報しておりますけど、実は、119番に通報して消防車が上峰に来るまで約10分程度かかる。それから消防団に連絡が来るのが、消防署から役場、役場から団員、そんなふうな流れでいきますので、消防署よりも先に来ることはとてもできません。よって、火災のときの初期消火になると、地元の人たちの消火栓ボックス、消火栓を使つての初期消火が一番有効的なので、ホース等の維持管理を、地元の消防団等々を活用してできるだけしていくよう、よろしく願いいたします。

## ○総務課長（池田豪文君）

議員の御指摘のことは、先ほど御質問になった林議員とも触れるかと思っておりますけど、自主防災組織、そういう観点からも非常に地区の消防団の皆さん方の活動というのは重要じゃないかと、そういうふうに思いますので、そのような努力もまた消防の幹部会等でも幹部の消防団の皆様には啓蒙していきたいと、そういうふうに思うところでございます。

以上です。

## ○議長（大川隆城君）

次にいいですか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

小中学校への雨天時の車での送迎の状況について、執行部の答弁を求めます。

## ○教育課副課長（高島和則君）

小中学校への雨天時の車での送迎の状況はという質問でございます。

小学校では、児童の登下校は児童自身で徒歩、通学福祉バス、自転車許可制で集団登校、学年別、地区別下校となっております。特別な場合でございますけれども、このときは一時的に車での送迎をする場合は、すばやく上峰の駐車場までとのお願いをしているところでございます。しかしながら、ふだんでも家庭の事情等で車での送迎が常習化している児童も存在しております。雨天時になりますとその傾向は強く、車での送迎はかなり多くなります。強い雨の場合とかは、ほとんどが車での送迎となっております。その際には学校敷地内への進入もあり、車の出入りに支障がある場合もございます。

続きまして、中学校でございますけれども、中学校では通常ほとんどの生徒さんが自転車か徒歩で通学しています。みずからの力で通学することは、独立心や生活術を身につけるよい機会となっていると考えております。車で送ってもらう生徒さんが幾らか見られ、雨の日になりますと保護者による車での送迎がふえる状況です。車での送迎がふえれば、自転車や徒歩での通学生徒が送迎の車との事故等も発生することも考えられますので、学校から少し

離れたところで乗りおりするなど、事故防止の手だてが必要です。現在は大きな混雑は見られておりませんが、中学校前の駐車場等で生徒は乗りおりをしている状況です。これまでに、特に事故が発生したという報告は入っておりません。

小学校及び中学校、特に登校のラッシュ時には十分交通事故に注意するような指導をお願いし、小学校の先生方、PTA、教育委員会等でも朝、毎日立ち番をして指導やお願いをしているところです。

以上、私の答弁とさせていただきます。

**○2番（寺崎太彦君）**

さっき答弁にあったとおり、少し前までは、小学校は幼稚園と両方、送迎の車がもういっぱい校内に入って本当に危ないくらいだったんですけど、最近は大分解消してきているように思います。中学校は、たまに正門のところでおろしたりとか、そういうとが多々見受けられますので、そこら辺を注意していってもらいたいと思います。

**○議長（大川隆城君）**

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。AEDの設置状況について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

私のほうから、AEDの設置状況につきまして申し上げます。

上峰小学校、上峰中学校、町民センター、役場の4施設に各1台置いております。また、社会福祉協議会おたっしや館に1台ございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

先ほど設置状況を説明していただきましたけど、なかなか一般の人があそこにあるやろうというような、そういう認識でしかないと思います。上峰中学校、小学校、町民センターの入り口にはAEDのシールが張ってあります。役場には張ってありません。緊急事態に使うものですから、奥にしまわないで、なるべくなら目立つようなところに看板なりを設置していただけたらいいと思いますけど。

**○総務課長（池田豪文君）**

役場に置いてあります分につきまして、消防自動車に搭載しております。それで、本来であれば、もう1つ役場の庁舎内に置くようなことが必要であると、そのように考えます。緊急事態のために出動しました際に有効に活用できると、そういったことで、ふだんは消防自動車に搭載しているという状況でございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

AEDや心肺蘇生法の講習を消防団員の方はしているんですけど、一般住民や中学生等に



は講習はしてありますでしょうか。

**○総務課長（池田豪文君）**

町職員につきましては講習を行っておりますが、一般の住民の方、それに中学生、そういった方には実績的に行ったことはございません。——大変失礼しました。社会福祉協議会のほうでした実績はあるようでございます。役場のほうが主体ではございません。

以上です。

**○教育次長（鶴田良弘君）**

教育委員会のほうでは、少年を対象にしたスポーツ指導者がいっぱいいますので、講習会を今まで2回ほどやっております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

教育委員会ではなされているということです。AEDや心肺蘇生法の講習を中学生等に行うことによって、人を助けることの意義や、救命行為に接することで命の大切さ等を子供たちが学ぶことができると思いますので、中学生に対するそういう講習等をできるだけ充実していてもらいたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

**○議長（大川隆城君）**

何か答弁ありますか。

**○教育次長（鶴田良弘君）**

中学生というよりも、まず、学校の先生ですね、学校の先生たちについてはすべて小学校も中学校もAEDの講習会を受けておるというふうな状況ですけど、ただ、中学生にAEDの使い方については、学校と十分協議して、どういうふうにできるのか話し合いをしていきたいと思います。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○議長（大川隆城君）**

以上で2番寺崎太彦議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後4時4分 散会